

## アメリカ合衆国

|                  |    |
|------------------|----|
| 1 概 観 .....      | 16 |
| 2 教育政策・行財政 ..... | 17 |
| 3 生涯学習 .....     | 34 |
| 4 初等中等教育 .....   | 34 |
| 5 高等教育 .....     | 45 |
| 6 教 師 .....      | 57 |



## 1 概 観

バイデン大統領は、2024年3月、最後の一般教書演説を行い、就学前教育の拡充や、個別指導等の普及、学校と企業が連携した教育の推進、奨学金事業の強化、教師給与の引上げ等を訴え、直後に公表された予算教書では前年比4%増となる教育省予算を計上した。これに先立って、連邦教育省は2024年1月、初等中等教育段階における教育テクノロジーの活用振興に向けた政策文書『全米教育テクノロジー振興計画』を公表した。同年7月には、人工知能（AI）を利用した製品・サービス開発に関する開発者向けガイドブックを公表した。

また、連邦教育省は2024年3月、2024年度分の連邦奨学金の受付を開始した。例年よりも半年近く遅い受付開始となった背景には、申請書類の記入項目の変更（項目数の削減、申請先大学の増大）による準備の遅れがあった。7月には、近年の私立大学の統合や閉鎖の増大により学位取得の道が途中で閉ざされてしまうことへの懸念から、大学の財務状況や連邦奨学金の管理能力等に関する説明責任を厳格化した高等教育法施行規則の改正が行われた。

州レベルにおいては、2024年4月、オクラホマ州とケンタッキー州で、筆記体による手書きの指導を州内の公立学校に義務付ける法律が制定された。これらの州で法律が制定されたことで50州中23州が同様の法律を定めることとなった。また、同年3月にはワシントン州で、英語と英語以外の言語による2言語教育プログラムの普及拡大を目的とする法律が制定された。

多くの高等教育機関では、州立、私立を問わず、家庭の収入が一定水準に達しない学生を対象とする授業料免除が一般に行われてきたが、2024年度は要件を緩和し、基準となる収入の上限を引き上げる大学が現れた。入学者決定におけるアフーマティブ・アクションを禁止した前年（2023年）の連邦最高裁判決の影響が指摘されている。また、各州の州議会では共和党から州立高等教育機関におけるDEIを尊重した取組を禁ずる法案が提出されており、2024年1月から4月にかけてユタ州、アイダホ州、インディアナ州、カンザス州がこのような趣旨の法律を制定した。このほか、メリーランド州の旗艦大学がAIに関する教育・研究を担当する教員の大量公募を行った。

2024年11月5日に実施された大統領選挙で共和党のトランプ大統領が勝利すると、これまで民主党政権下で進められてきた政策の転換を図る取組が打ち出された。選挙前に採択された政策綱領で、伝統的価値観と州や個人の権限を重視した基本方針に基づき、学校選択制度の振興、教育省解体と州への権限委譲、DEIを尊重した取組の廃止などが党の教育政策として提案されると、1月20日の就任後、トランプ大統領は、関連する大統領令を次々と発令し、提案の実現を図った。さらに、困難とみられていた教育省の解体も、就任直後に政権移行チームの共同議長を務めた旧知のリンダ・マクマホン氏を教育長官に指名し、同年2月には解体に向けて本格的に動き始めた。

なお、大統領選と同日に行われた州知事、州議会選挙では、政党間の勢力関係に変更はなく、選挙前と同様、州知事と州議会による統治体制は共和党支配の州が多い状況が維持されることとなった。

このほか、近年、多くの州で懸念されている教師不足について、民間のシンクタンクの調査や各種団体・組織による教師関係調査の結果をまとめた教育専門紙の報告により、適切な教師免許を有する教師が配置されていないポストは全体の8分の1に上ることや、教職課程在学者や修了者数は増大傾向にあるが教師の供給が需要に追いついていないという状況が明らかにされた。こうした状況に対処

するため、各州では空きポストに適格者を確保したり、離職者を抑制したりすることが可能なように州法の整備を進めている。また、各州の教育制度や政策に関する調査・分析を行っている非営利団体(ECS)から幼児段階から就職に至る教育や訓練等に関する個人の経年データを扱う各州の縦断調査データシステムの運用状況に関する調査結果が、経営大学院の入試を行う団体からは MBA 取得課程の履修形態に関する調査結果が公表された。

## 2 教育政策・行財政

バイデン大統領は、2024 年 3 月、最後となる一般教書演説を行い、就学前教育の拡充や、個別指導等の普及、学校と企業が連携した教育の推進、奨学金事業の強化、教師給与の引上げ等を訴え、直後に公表された予算教書では前年比 4% 増となる教育省予算を計上した。2024 年 11 月 5 日に実施された大統領選挙において、共和党のドナルド・トランプ候補が勝利した。大統領選に向けて、共和党が採択した政策綱領では伝統的価値観や州や個人の権限の重視を教育政策の基本方針とし、2025 年 1 月 20 日のトランプ大統領就任後間もなく、公約の 1 つとしていた教育省廃止に向けて必要な取組を開始した。また、就任当日には政権移行チームの共同議長を教育長官に指名した。大統領選と同日に行われた州知事、州議会選挙では、政党間の勢力関係に変更はなく、選挙前と同様、州知事と州議会による統治体制は共和党支配の州が多い状況が維持されることとなった。

### 2.1 2024 年米国大統領一般教書演説——連邦議会に対して就学前教育の拡充やマイノリティの高等教育進学支援に対する理解と協力を引き続き要請

バイデン大統領は 2024 年 3 月 7 日、連邦議会において現在の任期で最後となる一般教書演説を行った。11 月の大統領選を見据え、自由と民主主義を擁護する姿勢を打ち出すことで前任者との違いを明確し、ウクライナ支援への理解と協力や、人工妊娠・中絶における女性の権利を訴えたほか、コロナ禍による経済危機を好調な状況にまで改善させた実績を強調した。教育については、就任前から訴えていた就学前教育の拡充や、個別指導等の普及、学校と企業が連携した教育の推進、奨学金事業の強化、教師給与の引上げ等を訴えた。

演説は、本年 11 月の大統領選を間近に控え、現在、支持率が拮抗しているトランプ前大統領を強く意識した内容となった。冒頭、多民族国家であるアメリカ合衆国のアイデンティティといえる自由と民主主義を守る歴史的意義を強調し、議会及び国民に対してウクライナ支援への理解と協力を訴える一方、前回の大統領就任式の 2 週間前(2021 年 1 月 6 日)に発生した連邦議会襲撃事件を民主主義への冒涇として、これを扇動した疑いのある前大統領の姿勢を暗に批判した。また、連邦最高裁及び各州の裁判所で続く、人工妊娠・中絶を違憲とする判断に対して、女性の権利としてこれを認めるべきとする政権の姿勢を明確に打ち出した。さらに、「1,500 万人の新規雇用」創出や、「1,600 万人が中小企業を起ち上げ」など、パンデミックで落ち込んだ国内経済を「世界の羨望の的」と言われる好景気にまで引き上げた実績を強調した。

教育については、経済大国としての基礎として、世界最高の教育システムの必要性を訴えた。第一に、子供たちの経済的・文化的背景にかかわらず、高い教育を挙げるとする調査研究の成果を指摘し、前回の大統領選から提唱し続けてきた 3 歳児からの就学前教育の拡充方針を改めて求めた。次に、米

国の主要企業の経営者団体である Business Roundtable の幹部から「より良い教育を受けた労働力」という要望が示されたことに触れ、コロナ禍による学習の遅れを取り戻すために設けられた基金<sup>[注1]</sup>等で進められた、質の高い個別指導と夏期講習（high-quality tutoring and summer learning）を拡大し、全ての子供が小学3年生までに読み書きを習得できるようにしたいと述べたほか、地元の企業とハイスクールを結び付け、生徒たちが実地経験を積み、大学に進学するか否かにかかわらず、高収入の仕事に就けるようにする取組を支援する考えを明らかにした。高等教育政策については、大学進学がより安価になるように、労働者や中流家庭へのペル給与奨学金の増額を継続し、歴史的黒人大学やマイノリティを多く受け入れる高等教育機関への投資を大幅に増大する意向を示した。さらに、公立学校の教師の給与引上げにも言及した。

演説を受けて、二大教師団体の1つアメリカ教育連盟（American Federation of Teachers：AFT）はプレスリリースを発表し、演説で触れられた児童や高齢者へのケア、個別指導、第3学年までの英語運用能力の獲得などの課題解決に向けて、大統領の方針を支持する姿勢を明らかにした。また、演説に先立って、「政策立案者に健全な経済政策の推進を要請」するプレスリリース（2024年3月7日付け）を発表したビジネスラウンドテーブルは、労働力強化に向けて、超党派の法律を成立させるよう、連邦議会と政権に要請した。

#### 【注】

1. 2021年3月に制定された米国救済計画法（America Rescue Plan Act）で規定された初等中等学校緊急救済基金（Elementary and Secondary School Emergency Relief Fund：ESSER）は、州及び学区を対象とする連邦教育省所管の財政支援事業であり、各州・学区に配分される支援額は児童・生徒数や教職員数に基づいて算出されるが、これを受けるために、各州はコロナ禍での苦境を克服するための教育計画を提出することが求められている。同法では財政支援の使途として、夏期講習や放課後プログラム、授業時間の延長などエビデンスに基づく学習の後れを取り戻すための取組に最低20%を用いること、残りは貧困地域への支援や特別支援教育支援などの既存の連邦事業の拡充や、教育テクノロジー（ハードウェア、ソフトウェア、インターネット環境整備等）の購入、教職員の研修、コロナウイルス感染対策に向けた保健医療行政機関との連携等が示されており、各州はここで示された使途から、それぞれの事情に対応したものを選んで、計画を策定している。2021会計年度（2020年10月～2021年9月）から2023会計年度まで継続される事業の支援額の合計は1,227億ドル（約18兆4,050億円。1ドル＝150円で換算）に上った。

#### 【資料】

Whitehouse, “President Biden’s State of the Union Address,” Mar.7, 2024 / Business Roundtable, “Business Roundtable Calls on Policymakers to Advance Sound Economic Policies Ahead of SOTU”, Mar.7, 2024 / AFT, “AFT President Randi Weingarten Says State of the Union Message Is Clear: President Biden Has Our Back,” Press Release, Mar.8, 2024

## 2.2 2025 会計年度予算教書——連邦教育省予算は前年度比 4%増を要求

バイデン大統領は、2024年3月11日、2025会計年度（2024年10月～2025年9月）の連邦政府予算の編成方針を示す予算教書を連邦議会に提出した。連邦政府全体の歳出額7兆2,660億ドル（約1,090兆円）<sup>[注1]</sup>は前年度（6兆9,410億ドル）と比べて4.7%増、歳入額5兆4,850億ドルは前年（5兆820億ドル）比7.9%増となっている。教育省予算（裁量的経費）は、前年比4.0%増となる824億ドル（約12兆3,600億円）が計上されている。なお、連邦政府予算は省庁別に提出される複数の歳出予算法（Appropriation Act）によって決まるものであり、大統領案である予算教書が実際の予算になるわけではない。

今回の予算教書で示された歳出のうち、社会保障費やメディケア（高齢者向け医療保険）、メディケイド（低所得層向け医療費扶助）など恒久法に基づいて支出額が算出される義務的支出（mandatory fund）については前年比 4.9% 増の 4 兆 3,720 億ドル（約 656 兆円）、省庁別に提案される歳出法案によって毎年支出額が決まる裁量的支出（discretionary fund）<sup>[注2]</sup>については、前年比 2.3% 増の 1 兆 9,290 億ドル（約 289 兆円）が計上されており、このうち、教育関連予算を含む非軍事費には前年比 2.8% 増となる 1 兆 290 億ドル（軍事費に 9,000 億ドル）が提案されている。裁量的支出について連邦の主要政府機関別にみると、教育省予算は、国防総省（8,498 億ドル）、保健福祉省（1,338 億ドル）、退役軍人省（1,293 億ドル）に次ぐ、824 億ドル（約 12 兆 3,600 億円）が提案されている。

2024 会計年度の歳出法案がまだ成立せず、前年度（2023 会計年度）と同水準の予算執行を認める予算継続決議（continuing resolution）に基づく政府運営<sup>[注3]</sup>が続く中で提案された教育省予算 824 億ドル（裁量的支出分）は前年比 4.0%、31 億ドル（約 4,650 億円）増と、前年よりもそれぞれ 100 億ドル以上の増額を提案していた 2023 会計年度及び 2024 会計年度の予算教書に比べると、抑制的な増額となった。州や学区、学校が全ての学習者の学力や健康の増進を図り、国際競争に備えるようにするための支援を提供することを目指す同省の行動要請「水準を引き上げる（Raising the Bar）」の実現を目指し、引き続き、就学前教育（PreK 段階）から中等後教育、教室から職場まで、あらゆる段階や機会において、質の高い教育を提供するための財源とすることを目的とする。このため今回の予算教書においては、「優秀な学力を達成する」「学習条件を大胆に改善する」「グローバルな活動に参加するための道筋を作る」「大学進学コストを削減し、修了者を増大する」の 4 項目が基本方針として打ち出されている。

それぞれの方針において提案されている主な施策は、次のとおりである。

### ○優秀な学力を達成する

- ・①生徒の出席率や学習意欲を高め、②高用量の個別指導を提供し、③延長授業や放課後プログラム、夏季休暇中の学習プログラムなどの学習機会を拡大することにより、生徒の重要なニーズに応える州や学校を支援するため、新たに 5 年間総額 80 億ドル（約 1 兆 2,000 億円）の義務的支出を提案する。
- ・わが国の学校における機会格差と学力格差を是正し、パンデミックの影響からの児童・生徒の学業回復を支援するプログラムを学校が維持できるよう、低所得家庭出身者が多い学区への財政支援事業である Title I に前年比 2 億ドル（約 300 億円）増となる 186 億ドル（約 2 兆 7,900 億円）を提案する。
- ・新規の就学準備振興事業（Preschool Incentive Demonstration Program）に 2,500 万ドル（約 37 億 5,000 万円）を投じ、学区に対し、Title I 対象の小学校に通う低所得家庭出身者の子供たちを対象とした、ヘッドスタートを含む、無料かつ質の高い就学前教育プログラムの導入・拡大を奨励する<sup>[注4]</sup>。

### ○学習条件を大胆に改善する

- ・教師の養成・研修、校長等の養成・研修に 29 億ドル（約 4,350 億円）を投資し、2023 年度の水準より 1 億ドル近く増加させる。これには、歴史的黒人大学やマイノリティ学生を多く受け入れている大学に教師や校長養成の拠点組織を設けるための支援事業（Augustus F. Hawkins

Center of Excellence Program) に対する 3,000 万ドル (約 45 億円) や、大学等の教師の養成課程と州や学区の教育委員会、教育関係団体、企業等がパートナーシップを組んで優秀な教師を養成する取組を支援する事業 (Teacher Quality Partnership Program) に対する 9,500 万ドル (約 143 億円) などが含まれる。

- ・児童・生徒とその家族を対象に総合的な支援を提供するフルサービス・コミュニティスクールの普及・拡大に向けて 2023 年度レベルより 5,000 万ドル増の 2 億ドル (約 300 億円) を提案する。
- ・学校安全全国活動 (School Safety National Activities) に総額 2 億 1,600 万ドル (約 324 億円) を提案する。ここには、学校を拠点として児童・生徒、学校の教職員等にメンタルヘルス・サービス提供のための条件整備 (心理士等、ケアに当たる専門家の養成・研修・配置など) を支援するための事業 3,980 万ドル (約 60 億円)、学校及び学校が所在する地域社会の暴力の抑制に向けてメンターの配置やコンフリクト・マネジメント講座の開催などを支援する事業 800 万ドル (約 12 億円) が含まれる。
- ・反ユダヤや反アラブをはじめとする様々な差別事案の報告が増大していることから、公民権法に基づき学校や大学における差別に対処するため、公民権局予算を 2023 年度比 2,200 万ドル (16%) 増の 1 億 6,200 万ドル (約 243 億円) とする。

#### ○グローバルな活動に参加するための道筋を作る

- ・研究に基づく効果的なバイリンガル教育と言語指導プログラムを通じて英語学習者を支援する州や学区に対する財政援助として、2023 年度から 5,000 万ドル (約 75 億円) 増となる 9 億 4,000 万ドル (約 1,410 億円) を提案する。
- ・キャリア技術教育振興を目的とする州補助金として 4,000 万ドル (約 60 億円) 増の 15 億ドル (約 2,250 億円) を、キャリアと大学への進路を構築し、中等教育後の制度と整合させるためにハイスクールを再設計する取組 (Career Connected High Schools program) に 5,700 万ドル (約 86 億円) を新規に提案する。

#### ○大学進学コストを削減し、修了者を増大する

- ・ベル給与奨学金の最高支給額を現行より 750 ドル (約 11 万 2,500 円) 増の年 8,145 ドル (約 122 万 1,750 円) に引き上げる。ただし、営利私立大学については年 7,145 ドル (約 107 万 1,750 円) とする。
- ・連邦政府と州等との間にパートナーシップを構築し、初回進学者や再就職を希望する労働者のコミュニティカレッジにおける 2 年間の就学を無料とする。
- ・新規の義務的支出項目として、大学学費負担軽減基金 (Reducing the Costs of College) を提案。これは、ハイスクールに在籍しながらコミュニティカレッジなど近隣の高等教育機関の授業を受け、卒業単位を取得する二重在籍制度において最低 12 単位分の履修を無償とする支援プログラム (Classroom to Career) の拡大、高等教育機関が手頃な価格で優れた教育を提供するように促す財政支援の創設、及び既に実績がある学生の負担を減らして、優れた教育を提供する仕組みの強化を内容とする。
- ・歴史的黒人大学やネイティブ居留地の大学、ヒスパニック等のマイノリティ学生を多く受け入れている大学、コミュニティカレッジの組織能力を強化するプログラムを支援し、2023 年度の水準より 9,300 万ドル (約 140 億円) 増額する。

今回の連邦教育省予算についてカルドナ教育長官は「バイデン大統領の予算は、ゆりかごからキャリアまでの成果を向上させるエビデンスに基づく戦略とパートナーシップに投資することで、教育の水準を引き上げるものである」とし、「大統領の呼びかけに応えることで、議会は州や地域社会に対し、有能で多様な教師を強化し、多言語プログラムへのアクセスを拡大し、学校ベースのメンタルヘルス・サービスを増やし、障害のある児童・青少年のニーズに応えるための貴重な資源を提供することができる（以下、略）」と述べ、歳出法案及び関連法案の成立に向けた議会の協力を求めた。

今回の予算教書について、2大教師団体の1つであるアメリカ教師連盟（AFT）はプレスリリースの中で「この予算により、バイデン大統領は、家族が成功し、繁栄するための自由と機会を与えるという、アメリカの基本的価値観に対する揺るぎないコミットメントを強調した」と予算案を支持した。また、代表的な全国的高等教育団体の1つアメリカ教育協議会（ACE）の幹部の1人は高等教育専門紙のインタビューに答え、ペル給与奨学金の最高支給額引上げや歴史的黒人大学をはじめとするマイノリティ学生を多く受け入れる高等教育機関に対する財政支援の増額など、従来と変わらない要求であるものの、実現可能性を見据えた正しい提案であると評価した。

### 【注】

1. 1ドル = 150円で換算。
2. 裁量的支出とは、毎年制定される歳出予算法（appropriation bill）によって決まるものである。歳出予算法は省庁別に通常12に区分されるもので、教育省の裁量的支出は労働省、保健福祉省及びその他の関係機関と合わせた歳出予算法によって決定する。一般的な意味での予算は歳出予算法に基づく裁量的支出と、歳出予算法とは別の法律によって支払い義務が定められた義務的支出から構成される。義務的支出の中心はメディケイド（低所得者向け医療扶助）やメディケア（高齢者向け医療保険）など個人を対象とする義務的な給付であるのに対して、裁量的支出は各省庁の政策を実行するための政策経費である。連邦支出全体から見ると義務的経費が約6割を占めているが、連邦教育省予算については年度によって異なるものの、5割を超えることはない（2023会計年度予算教書では約4割）。
3. 予算教書発表直前となる2024年3月9日、連邦議会上院は2024会計年度（2023年10月～2024年9月）の一部政府機関の歳出を定めた統合歳出法案（Consolidated Appropriation Bill, H.R.4366）を可決し、3月12日、バイデン大統領の署名を持って成立したが、この中に教育省予算は含まれていない。
4. 通常、小学校はTitle Iの対象校如何にかかわらず、就学前1年間の就学前教育である第K学年を設けており、学校によっては3～4歳児対象のPreKクラスを設けているところもある。

### 【資料】

Office of Management and Budget, Budget of the U.S. Government, Fiscal Year 2025/U.S. Department of Education, “Fiscal Year 2023 Budget Summary”, n.d./U.S. Department of Education, “FY 2025 President’s Budget”, March 11, 2024/ACE, “Biden Budget Proposes Pell Increase, Free Community College”, Mar. 13, 2024/NEA, “President Biden’s FY2025 Budget prioritizes students, educators, and public schools”, *Press Release*, March 11, 2024

## 2.3 民主、共和両党の政策綱領における教育政策——米国大統領選挙

2024年11月に開催される大統領選挙に向けて、7月に共和党が、8月に民主党が全国大会を開催し、それぞれ大統領候補と副大統領候補を選出するとともに、選挙公約となる政策綱領を採択した。伝統的価値観の尊重を柱とした共和党の政策綱領は、教育政策においても州や個人の権限を重視し、学校選択の振興や教育に関する親の権利の回復、連邦教育省の廃止などを提案している。一方、中間層への支援に焦点を当てた民主党の政策綱領は、バイデン政権の方針を受け継ぎ、4歳児就学前教育の無償化やテスト結果に基づく是正措置に依存しない学校改善の推進、公立学校の教職員の雇用促進など

を訴える一方、私学を含めた学校選択制度には明確に反対を表明している。

共和党は、2024年7月15日から18日までの4日間、ウィスコンシン州ミルウォーキーで全国大会を開催し、大統領候補に前大統領のドナルド・トランプ（Donald Trump）氏を、副大統領候補にオハイオ州選出の上院議員であるジェームズ・デイヴィッド・ヴァンス（James David Vance）氏を選出した<sup>[注1]</sup>。大会初日に採択された政策綱領は、白人労働者階級を中心とする支持層を念頭に「忘れられた米国の男性と女性に捧ぐ」と呼びかけ、「アメリカ第一。常識への回帰（America First: A Return to Common Sense）」の実現に向けて「国境の封鎖と移民侵入の阻止」「歴史上最大規模の（違法移民の）国外退去処分の実施」など20項目にわたる優先施策を序文で列挙している。この中で、批判的人種理論（CRT）やジェンダーに関する革新的な考え方などを教える学校に対する連邦補助金支給の停止、女性スポーツからの男性の排除が挙げられている。

さらに、初等中教育政策を述べた第7章、物価抑制策を扱う第4章や社会常識や価値観の見直しを迫る第8章でも教育政策について言及されている<sup>[注2]</sup>。この中で強調されているのは、政府による干渉から開放された教育環境と教育における親の権利であり、私学まで学校選択の選択肢を広げる教育貯蓄制度<sup>[注3]</sup>の拡大やホームスクーリングへの支援を含めた全州における学校選択制度の導入が提案されている。また、増大を続けている連邦政府の初等中等政策への関与（補助金事業）を止め、州に裁量を戻すため、連邦教育省を廃止することを求めている。指導内容についても、人種差別が単なる個人の偏見や先入観の集積ではなく、法律制度や政策の中に埋め込まれ、社会的に形成されたものであると主張する批判的人種理論（Critical Race Theory）<sup>[注4]</sup>や、多様な性的指向を認める考え方を教える学校には連邦補助金を支給しないとしている<sup>[注5]</sup>。

民主党は2024年8月19日から22日までの4日間、イリノイ州シカゴ市で全国大会を開催し、現職の副大統領であるカマラ・ハリス氏と、現職のミネソタ州知事であるティム・ウォルズ氏をそれぞれ大統領候補と副大統領候補に選出した<sup>[注6]</sup>。指名受諾演説においてハリス氏は「米国の成功にとって常に重要な役割を果たしてきたのは力強い中間層（middle class）であった」述べ、社会保障事業やメディケア、その他のヘルスケア政策、住宅供給など市民生活の安定を図る施策の拡充を強調するとともに、中小企業のオーナーや起業家などが財政支援を受けられるような取組の導入を提案するなど、誰もが成功のチャンスをつかむことができる「機会の経済（opportunity economy）」の創出を訴えた。また、女性の人工妊娠中絶の権利を認めた1973年の合衆国最高裁判決を破棄して州の判断に委ねた2022年の合衆国最高裁の決定を批判し、出産に関する女性の権利を擁護する連邦法の制定を目指す考えを示した。

この大会で採択された民主党の政策要綱は9章から構成され<sup>[注7]</sup>、バイデン政権の方針を引き継ぐ内容となっている。教育政策については4歳児を対象とする就学前教育の無償化を引き続き訴えているほか、テスト結果に基づく懲罰的な措置に依存しない学力向上に向けた学校支援や教育テクノロジーを活用した教師や保護者に対する児童・生徒の学習の状況・成績に関する時宜を得た情報提供を推進するとしている。また、高騰する高等教育の学費の問題についてペル給与奨学金の受給者数を700万人以上に増やし（2020年時点の受給者数は622万人）、最高支給額も2倍に引き上げる（2024年度は年間7,395ドル。約111万円<sup>[注8]</sup>）ことを提案している。一方で、共和党が求める学校減税については、私立学校を選択の対象に含む教育バウチャーや教育減税には明確に反対を表明している。

基本方針の相違から両党の政策綱領に重なるところは少ないが、好調な経済を背景として、国内の

労働需要を満たすために職業教育・訓練を重視している点は共通している。共和党の政策綱領は「(児童・生徒が) 良い職業に就き、キャリアを積むために」プロジェクトベースの教育や職場実習を重視するとしている。民主党の政策綱領では、ハイスクールとコミュニティカレッジを結ぶプログラムや地域の企業等と公立学校が連携した教育・訓練プログラムなどキャリア技術教育の拡充、コミュニティカレッジや職業教育・訓練機関の無償化が提案されている。

## 【注】

1. トランプ、ヴァンス両候補の略歴は、次のとおりである。
  - ・ドナルド・トランプ (Donald Trump)
    - 1946 年 6 月 14 日 ニューヨーク市に不動産業を営む父の四男 (5 人兄弟) として誕生。
    - 1964 年 ニューヨーク・ミリタリー・アカデミー卒業。
    - 1964 年 フォードム大学入学 (1968 年にペンシルバニア大学に転学)。
    - 1968 年 ペンシルバニア大学ウォートンニア・スクール卒業 (経済学士)。
    - 1968 年 父親が所有する不動産開発会社に就職。
    - 2017～21 年 第 45 代合衆国大統領。
  - ・ジェームズ・デイヴィッド・ヴァンス (James David Vance)
    - 1984 年 8 月 2 日 オハイオ州ミドルタウンで生まれ、母方の祖母に育てられる。
    - 2003～2007 年 海兵隊入隊。
    - 2009 年 オハイオ州立大学卒業 (政治科学と哲学の学士)。
    - 2013 年 イェール大学法科大学院修了 (法学博士)。
    - 2013 年 法律事務所や投資会社等で業務に従事。
    - 2016 年 ラストベルト地域で育った自身の半生を綴った回顧録 (Hillbilly Elegy) 出版。
    - 2023 年 上院議員就任 (オハイオ州選出)。
2. 共和党の政策綱領の構成は、次のとおりである。
  - 第 1 章 インフレを打ち負かし、至急に物価を引き下げる
  - 第 2 章 国境を封鎖し、移民の侵入を防ぐ
  - 第 3 章 歴史上最も偉大な経済を作り出す
  - 第 4 章 アメリカンドリームを呼び戻し、家庭や若者そして誰にとってもモノが安い経済を再建する
  - 第 5 章 米国の労働者と農家を不公平な取引から守る
  - 第 6 章 高齢者を守る
  - 第 7 章 若者に偉大な仕事と生活をもたらす偉大な初等中等教育を作り出す
  - 第 8 章 政府に常識をもたらし、米国文明の柱を見直す
  - 第 9 章 人民の、人民による、人民のための政府
  - 第 10 章 強さによる平和に帰る
3. 子供が小学校やミドルスクール在学中から、保護者が大学授業料支払いのための資金形成を図る制度。内国歳入法第 529 条に基づき、税制上の優遇措置が付与されていることから、一般に「529 プラン」(529 plan)と呼ばれる。各州政府が導入を個別に決定するものであり。現在は全ての州とワシントン D.C. が導入している。
4. 「批判的人種理論」(Critical Race Theory) は、1970 年代から 80 年代にかけて、法学研究者により確立されていった法的な分析枠組みで、40 年以上の歴史を持つ学術概念である。その基本的な考え方は、人種差別が単なる個人の偏見や先入観の集積ではなく、法律制度や政策の中に埋め込まれ、社会的に形成されたものであると主張する。
5. このほか、学校における「愛国心」の育成や宗教が果たす役割の拡大、教師の終身在職権の廃止と能力給の導入、高騰する高等教育の学費抑制策の導入、極端に左よりの方針を掲げる適格認定団体の規制などが提案されている。
6. ハリス、ウォルズ両候補の略歴は、次のとおりである。
  - ・カマラ・ハリス (Kamala Harris)

1964年10月20日 ジャマイカ出身の父とインド出身の母の次女として誕生。

1986年 ハワード大学卒業。

1989年 カリフォルニア大学バークレー校法科大学院修了（法学博士）。

1990～98年 カリフォルニア州地方検事局検事補。

2004年 カリフォルニア州地方検事。

2011年 カリフォルニア州司法長官。

2017年 連邦議会上院議員（カリフォルニア州選出）。

2021年 バイデン政権において第49代副大統領に就任。

・ティモシー・ジェームス・ウォルズ（Timothy James Walz）

1964年4月6日 公立学校の職員の父と専業主婦の母の息子として誕生。

1981年 陸軍予備部隊（州兵）に入隊。

1989年 シャドロン州立大学卒業。

1989～90年 サウスダコタ州、中国福建省で教師。

1990～96年 ネブラスカ州で高校教師。

1996年 ミネソタ州に移住。高校教師。

2007年 連邦議会下院議員（ミネソタ州選出）。

2018年 ミネソタ州知事。

7. 民主党の政策綱領の章立ては、次のとおりである。

第1章 ボトムアップとミドルアウトによる経済成長

第2章 富ではなく、労働に報いる

第3章 コストを下げる

第4章 気候危機に対処し、エネルギー・コストを下げ、エネルギー自給を確保する

第5章 地域社会を守り、銃暴力に対処する

第6章 民主主義を強化し、自由を守り、公平性を推進する

第7章 国境を守り、破綻した移民制度を修正する

第8章 大統領の統一アジェンダを推進する

第9章 世界における米国のリーダーシップを強化する

8. 1ドル＝150円で換算。

### 【資料】

43rd Republican National Convention, *The 2024 Republican Platform: Make America Great Again!* Aug. 2024/Democratic National Convention, *'24 Democratic Party Platform*, July 2024/Remarks as prepared for delivery: Vice President Harris's Acceptance Speech (For immediate release), Aug. 22, 2024 (<https://d3i6fh83elv35t.cloudfront.net/static/2024/08/REMARKS-AS-PREPARED-FOR-DELIVERY-Vice-President-Harris-Acceptance-Speech.pdf>) (PBS news, “Read Kamala Harris’ full speech at the Democratic National Convention”, Aug. 23, 2024 よりアクセス) (2024年8月31日参照) / Education Week (2024年7月10日、8月20日)

## 2.4 トランプ元大統領が振り返り、連邦議会上下両院で共和党が多数党へ—— 2024年大統領選挙

2024年11月5日に実施された大統領選挙において、共和党のドナルド・トランプ候補が大統領に振り返ることが決定した。また、同日行われた連邦議会選挙により、2020年の中間選挙における下院に続き、上院も共和党が多数党を占めることとなった。大統領と連邦議会の双方を共和党が占めることとなったことで、大規模な学校選択支援事業や多様性、公正性、包摂性推進策に対する規制の強化など、同党が従来求めてきた政策を強力に導入、推進するものとみられている。

ドナルド・トランプ候補は、接戦州と目されていたアリゾナ、ジョージア、ミシガン、ネバダ、ノースカロライナ、ペンシルバニア、ウィスコンシンの7州の全てで勝利し、過半数（270人）を上回る

312 人の大統領選挙人を獲得した。12 月 16 日に各州の大統領選挙人による投票が行われ、2025 年 1 月 6 日に大統領及び副大統領が正式に決定する。また、同日行われた連邦議会選挙のうち、任期満了となった上院の改選（32 州 32 議席）では、モンタナ、オハイオ、ウェストバージニアで議席を獲得した共和党が、上院の過半数（51 議席）を上回る 53 議席を占めることとなり、民主党が優位（独立系議員を含め 51 議席）の勢力関係が逆転することとなった。下院については、10 州 21 選挙区で集計が完了していない（2024 年 11 月 10 日時点）ものの、結果が公表されている 414 選挙区の状況は、共和党 212 議席、民主党 202 議席となっており、選挙前と同様、共和党が多数党を維持するものとみられている。これにより、大統領及び連邦議会上下両院いずれもが共和党によって占められる見込みとなった。

今回の選挙戦において教育は争点とならなかったものの、トランプ候補の返り咲きは、大規模な学校選択支援策の導入や連邦の初等中等教育支出の削減、連邦教育省の解体など、これまで共和党が連邦の教育政策として導入を目指すものの、果たせなかった取組の実現に向けて、大きな推進力になるものとみられている。例えば、1 期目（2017～2021 年）に提案した 200 億ドル（約 3 兆円）<sup>[注 1]</sup> 規模の学校選択支援事業は実現しなかったが、現在、私立学校在学者がいる家庭を対象とする教育減税法案が下院を通過しており、共和党が多数党となる次期議会（第 119 議会、2025～2026 年）において同様の法案が提出されれば、成立は確実とみられている。1 期目に労働省との統合案が公表された連邦教育省の解体・廃止方針については、大幅な事業規模縮小の可能性が指摘される一方で、児童・生徒数の減少や連邦の財政援助を失う州や学区の要請を受けた議員からの抵抗が予想されている。

このほか、多様性（diversity）、公正性（equity）、包摂性（inclusiveness）（以下「DEI」という。）の推進や、LGBTQ+ やノンバイナリ（自らを男性・女性のどちらでもないとする認識）の生徒への支援、批判的人種理論やこうした考え方にに基づく歴史観に関する指導など、「wokeness」<sup>[注 2]</sup> と呼ばれる姿勢を具体化しようとする政策や取組に対しては、消極的な方針が採られるとみられる。例えば、性差による差別を禁じた 1972 年教育関連法改正法のタイトル IX<sup>[注 3]</sup> については、民主党政権が性自認に基づくトイレ使用を認めるとの見解の公表（2015 年、オバマ政権）や、性的志向や性自認など性に基づく差別のない教育環境を保証する大統領令（2021 年、バイデン大統領）など、寛容な姿勢を示していたのに対して、これを反転させる法令を制定する可能性が指摘されている。

高等教育においては、イスラエルのガザ侵攻やロシアによるウクライナ侵攻、大学入学者決定におけるアファーマティブ・アクションを禁じた最高裁判決などを背景に多くの大学が不安定な時期にある中で、各大学に対する監視を強化する方針が採られる可能性が高いとみられている。例えば、教職員の採用や学生支援サービス、学生・教職員による推進運動などにみられる DEI を促す取組を左翼的なイデオロギーの偏向とみなし、一掃するとしている。また副大統領となるヴァンス上院議員は、大学教授を「敵（the enemy）」と呼び、アファーマティブ・アクション禁止の解釈を広げることを目的とする法案や大学基金への課税引上げを目指す法案を提出するなど、トランプ氏以上に高等教育に辛辣な姿勢であるとみられている。

トランプ次期大統領の支援者からは、1 期目の経験を踏まえ、米国の初等中等教育を大きく変える大胆な政策の導入を期待する声がある一方、教師組合や市民団体の間には、貧困家庭出身の子供たちや LGBTQ+ の児童・生徒に対する連邦レベルの支援の縮小や私学を含めた学校選択事業導入への警戒感が高まっている。カルドナ教育長官は 11 月 6 日の朝の X への投稿で「失望している、というの

は控えめな表現だ。(中略)自分の(教育長官としての)経歴とは関係なく、彼女(ハリス副大統領)が勝てば何が実現できるかを強く信じていた。(中略)ハリス副大統領のことは残念だが、それ以上に、自分たちの子供や全米の子供たちのために実現できたであろうことを思うと、一層残念である」と今回の大統領選の結果に対する率直な思いを述べた。

### 【注】

1. 1ドル = 150円で換算。
2. 「wokeness」は、DEIやLGBTQ+などの社会正義に関わる問題について、気づきの状態にあるだけでなく、一歩進んで問題の解決に取り組もうとする姿勢、状態を表すもので、「目覚めた」という意味の「woke」を名詞形にした造語。
3. 教育関連法改正法のタイトルIXは、宗教系私立学校や伝統的に男子校、女子校として運営されてきた学校などの例外を除き、「連邦政府から財政支援を受ける教育プログラムや教育活動においては、合衆国内において、何人も性差に基づいて(on the basis of sex)参加を拒まれたり、恩恵を受けることを否定されたりすることがあってはならない」(第901条(a)項)と定めている。

### 【資料】

New York Times, “Presidential Election Results: Trump Wins,” Nov. 5, 2024 (<https://www.nytimes.com/interactive/2024/11/05/us/elections/results-president.html>) (2024年11月10日参照) / New York Times, “U.S. Senate Election Results,” Nov. 5, 2024 (<https://www.nytimes.com/interactive/2024/11/05/us/elections/results-senate.html>) (2024年11月10日参照) / Washington Post, “Election Results 2024, House,” Nov. 6, 2024 (<https://www.washingtonpost.com/elections/results/2024/11/05/house/>) (2024年11月10日参照) / Education Week, “Trump’s Push to Expand Choice, Nix the Ed. Dept. Takes on New Momentum,” Nov. 6, 2024 (<https://www.edweek.org/policy-politics/trumps-push-to-expand-choice-nix-the-ed-dept-takes-on-new-momentum/2024/11>) (2024年11月10日参照) / Education Week, “How Trump’s Second Term Will Affect Education: 4 Things to Know,” Nov. 6, 2024 (<https://www.edweek.org/policy-politics/how-trumps-second-term-will-affect-education-4-things-to-know/2024/11>) (2024年11月10日参照) / Inside Higher Education, “What Trump’s Victory Means for Higher Ed,” Nov. 6, 2024 (<https://www.insidehighered.com/news/government/politics-elections/2024/11/06/what-trumps-victory-means-higher-ed>) (2024年11月10日参照)

## 2.5 州知事、州議会、州教育長、及び州教育委員会に関する選挙——民主、共和の勢力関係に大きな変化はなし

大統領選と同日となる2024年11月5日、各州では州知事や州議会議員のほか、教育長や教育委員会など州政府の責任者を選出するための選挙が行われた。州知事及び州議会選挙において政党間の勢力関係に変更はなく、選挙前と同様、州知事と州議会による統治体制は共和党支配の州が多い状況が維持されることとなった。いくつかの州で実施された州教育長や州教育委員会の選挙においても、政党間の勢力関係における大きな変化はみられなかった。

州知事選挙はデラウェア、インディアナなど11州<sup>[注1]</sup>で、州議会選挙は、アラバマ、ルイジアナ、メリーランド、ミシシッピ、ニュージャージー、バージニアを除く44州<sup>[注2]</sup>で行われた。州知事選はいずれも前職若しくは前職と同じ党出身者が勝利した。州議会選挙においては、アラスカ(上院で民主・共和に属さない議員が5名選出され、過半数を占める政党がなくなった)、メイン(下院で民主・共和に属さない議員が2名選出され、過半数を占める政党がなくなった)、ミシガン(下院第一党が民主党から共和党に変更)の3州を除き、ほとんどの州では選挙前後における勢力関係に変化はなかった(表参照)。

また、同日には州教育長や州教育委員会の委員に関する選挙が実施された州もあった。州教育長や

州教育委員会の委員の決定方法は州によって異なる<sup>〔注3〕</sup>が、モンタナ、ノースカロライナ、ノースダコタ、ワシントンの4州で実施された州教育長選挙では、ノースダコタとワシントン（いずれも非政党選挙）では現職が、またモンタナでは前職と同じ出身政党（共和党）の候補が当選した。ノースカロライナ州では前職は共和党出身者であったが、今回民主党候補が当選した。また、9州では州教育委員会委員に関する選挙が実施され、以下のような結果となった<sup>〔注4〕</sup>。

- アラバマ…9 議席中 4 議席（共和党 3、民主党 1）改選。現状維持。
- コロラド…9 議席中 4 議席（共和党 2、民主党 2）改選。現状維持。
- カンザス…10 議席中 5 議席（共和党 2、民主党 3）改選。現状維持。
- ミシガン…2 議席（共和党 2）改選。現状維持。
- ネブラスカ…8 議席中 4 議席改選（非政党選挙）。
- ネバダ…7 議席中 4 議席改選（非政党選挙。3 議席は州知事及び州議会による任命。）
- オハイオ…7 議席中 6 議席改選（非政党選挙）
- テキサス…8 議席（共和党 4、民主 4 党）改選。現状維持。
- ユタ…8 議席（共和党 5、民主党 1、空席 2）改選。共和党 7 議席、民主党 1 議席。

表：2024 年州知事選挙及び州議会選挙の結果に基づく各州の統治体制における勢力関係

|                      |                                                                                                                                                   |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 州知事、州議会ともに共和党        | アラバマ、アーカンソー、フロリダ、ジョージア、アイダホ、インディアナ、アイオワ、ルイジアナ、ミシシッピ、ミズーリ、モンタナ、ニューハンプシャー、ノースダコタ、オハイオ、オクラホマ、サウスカロライナ、サウスダコタ、テネシー、テキサス、ユタ、ウェストバーモント、ワイオミング<br>(22 州) |
| 州知事、州議会ともに民主党        | カリフォルニア、コロラド、コネチカット、デラウェア、ハワイ、イリノイ、メリーランド、マサチューセッツ、ミネソタ、ニュージャージー、ニューメキシコ、ニューヨーク、オレゴン、ロードアイランド、ワシントン<br>(15 州)                                     |
| 州知事は共和党、州議会は民主党      | ネバダ、バーモント、バージニア<br>(3 州)                                                                                                                          |
| 州知事は共和党、州議会は上下両院で異なる | アラスカ<br>(1 州)                                                                                                                                     |
| 州知事は民主党、州議会は共和党      | アリゾナ、カンザス、ケンタッキー、ノースカロライナ、ウィスコンシン<br>(5 州)                                                                                                        |
| 州知事は民主党、州議会は上下両院で異なる | メイン、ミシガン、ペンシルベニア<br>(3 州)                                                                                                                         |

表注：非政党選挙が実施される 1 院政議会を擁するネブラスカ州は含まれていない。

#### 【注】

1. デラウェア、インディアナ、ミズーリ、モンタナ、ニューハンプシャー、ノースダコタ、オハイオ、ユタ、バーモント、バージニア、ワシントンの各州。
2. 上院の改選はアラバマ、ルイジアナ、メリーランド、ミシシッピ、ニュージャージー、バージニアの 6 州のほか、ミシガン、ミネソタを除く 42 州（1 院政のネブラスカを含む）において、下院は 6 州及びネブラスカを除

- く 43 州で改選。
3. 州教育長は州知事あるいは州教育委員会による任命である場合が多いが、アリゾナ、カリフォルニア、ジョージア、アイダホ、モンタナ、ノースカロライナ、ノースダコタ、オクラホマ、サウスカロライナ、ワシントン、ウィスコンシン、ワイオミングの 12 州では選挙によって選出することとなっている。
  4. 州教育委員会は、多くの州で州知事の任命となっている。また、委員全員が一度に改選されないように、改選は毎回一部委員についてのみ実施される。

#### 【資料】

New York Times, “Governor results by state”, Nov. 5, 2024 (<https://www.washingtonpost.com/elections/results/2024/11/05/governor/>) (2024 年 11 月 10 日 参照) / National Council for State Legislatures, “NCSL State Elections 2024”, Nov. 6, 2024 (<https://www.ncsl.org/resources/ncsl-state-elections-2024>) (2024 年 11 月 10 日 参照) / ECS, 2024 Elections and the Future of State-Level Education, Oct. 22, 2024 (<https://www.ecs.org/2024-elections-and-the-future-of-state-level-education>) (2024 年 11 月 10 日 参照)

## 2.6 トランプ大統領の就任と予想される新政権の教育政策——基本方針は教育に関する連邦の権限を州や地方、家庭に戻すこと

2025 年 1 月 20 日、大統領就任式がワシントン D.C. の連邦議会議事堂で開催され、ドナルド・トランプ氏が第 47 代アメリカ合衆国大統領に就任した。トランプ氏が大統領に返り咲くことで、新政権における教育政策に注目が集まっている。特に、保守系シンクタンクであるヘリテージ財団が 2024 年大統領選挙においてトランプ氏が勝利した場合に推進すべき政策を取りまとめた政策論集において、連邦教育省を廃止し、所管の財政支援事業の資金や裁量を州や学区、家庭に戻すことを提案したことで、教育関係者を中心に広く関心が高まった。

トランプ (Donald John Trump) 大統領は、1946 年生まれであり、78 歳での就任は史上最高齢である。民主党出身のオバマ大統領を引き継いだ第 1 期 (2017 ~ 2021 年) には、大胆な減税策で経済の活性化を促す一方、新型コロナウイルスのパンデミックの対応に迫られた。教育政策については、教育は州及び個人の権限であり、連邦の役割は縮小すべきであるとする共和党の理念を堅持し、私立学校を含む教育バウチャー事業の導入や教育省と労働省との統合を提案したが、実現には至らなかった。

大統領選挙期間中にトランプ氏からも言及された連邦教育省の廃止は、ヘリテージ財団が主導した政権移行プロジェクト (Project 2025) において 2023 年に公表された政策論集<sup>[注1]</sup>で提唱されたものである。2024 年 11 月 9 日、政権移行チームの共同議長の 1 人であるリンダ・マクマホン氏を連邦教育長官に指名、12 日には連邦政府の縮小・再編を目的とする組織の責任者にイーロン・マスク氏を指名し、提案を実現する姿勢を示した。こうした新政権の姿勢にも、識者の間では実現可能性は低いとみられている。

例えば、大統領選直後の 2024 年 11 月 8 日付けの総合雑誌『TIME』は、「トランプ氏の勝利が教育に意味するものは何か」と題する記事で連邦教育省の廃止を取り上げ、全国的な高等教育団体 (ACE) の会長の考えとして、制度上、組織の廃止は可能であるが、貧困学区への財政支援や連邦奨学金、公民権に基づく差別撤廃の取組など、現在連邦教育省が担っている役割は、連邦政府に残る可能性が大きいと報じた。また、2024 年 12 月 8 日付けの教育専門紙『Education Week』が掲載した有識者の意見では、連邦教育省の廃止に必要な連邦法を確実に制定するためには、民主党による議事妨害を防ぐために上院で 60 票が必要<sup>[注2]</sup>であるが、現状 (53 議席) では立法化の可能性は極めて低いとした。

このほか、政権交代により影響が生じるものとみられている取組は、以下のとおりである。

- 私立学校を含む学校選択制度の導入**：大統領選挙の共和党政綱（GOP Platform）において、自分たちの子供のために各家庭が最善の教育機会を選ぶことを可能にするため、教育貯蓄口座やホームスクーリングへの支援など現行政策の拡大とともに、普遍的学校選択制度（Universal School Choice）が提案されている。現在も、いくつかの州では、上述の現行制度のほか、通学区の境界を越えて公立学校を選択できる制度や、私立学校を含めた学校選択制度（公財政による私立学校就学支援）が導入されている。ただし、私立学校を含めた学校選択制度については貧困家庭出身者や障害のある子供たち、近隣に公立学校が設置されていないなど場合など、制度利用には一定の制約が課せられている場合が少なくない。普遍的学校選択制度は、こうした制度利用上の制約を取り払い、連邦政府資金で誰もが私立学校を含む学校選択を可能にする制度の導入が目論まれているとみられるが、詳細は明らかにされていない。
- 多様性・公平性・包摂性や批判的人種理論に関する取組に対する財政支援の削減**：大統領選挙期間中、陣営のウェブサイトでは「批判的人種理論<sup>[注3]</sup>やジェンダーに関するイデオロギーを教える学校に対する連邦の財政支援を削減すること」が明記されていた。トランプ大統領自身、大学における多様性、公平性、包摂性（Diversity, Equity, Inclusiveness：DEI）を求める取組に反対であることを公言してきた。実際、DEIを求める取組に反対する動きは共和党が優位な州で盛んであり、既にケンタッキー州やノースカロライナ州など10州以上で州立大学におけるDEI関連事業の所管部署を閉鎖する法律が成立している<sup>[注4]</sup>。新政権は、教育段階に関係なく、意に反する取組を実施する機関について連邦補助金の削減を図るものとみられているが、財政支援の削減規模は不明である。
- LGBTQ+の児童・生徒・学生の権利**：トランプ新政権は、教育の場における性差に基づく差別を禁じた1972年教育改正法のTitle IX（以下「タイトルIX」という。）について、適用範囲をトランスジェンダーの児童・生徒にまで拡大したバイデン前政権と異なる解釈をしている。前政権のタイトルIXに関する解釈については、各州の共和党からの反発が起こり、訴訟により約半数の州ではこの適用対象の拡大が差し止められている。このほか、トランプ大統領はトランスジェンダーの「女性」スポーツ選手は（生物学的に）「男性」であり、女性による競技からは排除されるべきであると述べている。
- 「親の権利」の拡大**：共和党が優位な州においてみられる親の権利運動が拡大する可能性がある。例えば、フロリダ州やテキサス州では図書禁止令が制定され、授業での扱いが禁止される図書の数が増大する傾向にある。フロリダ州で制定された「教育における親の権利に関する法律（Parental Rights in Education Act）」は、年齢に相応しくないとして第K学年から第3学年までの授業において性的志向に関する話題を扱わないように規制している。トランプ大統領は「親の権利章典（Parental Bill of Rights）」の制定や児童・生徒の親の直接投票による学校長の選定に対する支持を明らかにしている。
- 言論の自由と検閲**：イスラエルによるガザ侵攻を背景として、全米の大学で親パレスチナの抗議活動が勢いを増している。トランプ大統領は、以前、自身を「法と秩序の大統領」と呼び、言論の自由の回復、検閲の停止、検閲を行っている非営利事業や学術プログラムに対する連邦の財政支援停止の意向を示したことがあったが、2020年には、ジョージ・フロイド事件（2020年5月25日、ミネソタ州ミネアポリスで警官の制圧により黒人男性ジョージ・フロイドが亡くなった事件）を契機として全米各地で起こった抗議運動（Black Lives Matter運動）の沈静化に向けて軍を導入すると

威嚇した。報道によれば、大統領選挙期間中、親パレスチナの抗議活動を行っていた学生を取り締まった警官を称賛したほか、抗議活動を先導した学生を当選後に国外追放すると支持者に語ったという。

## 【注】

1. 政策論集（Mandate for Leadership: The Conservative Promise）では、連邦教育省の今後について、「次期政権は議会と協力し、連邦教育省の改革、廃止、又は同省のプログラムや部署を適切な機関に移管するための教育省再編法を可決すべきである。」とした上で、省内各局の扱いについて概ね次のような説明をしている。
  - 初等中等教育事務所（OESE）
    - ・OESE が管理するプログラム数を削減し、残りの一部のプログラムを他の連邦機関に移管する。
    - ・低所得家庭が多い学区への財政支援事業（Title I, Part A）を保健福祉省の児童家庭管理局に移管し、制約の少ない定額交付金として管理する。
    - ・10 年間かけて、Title I の資金調達に関する責任を州に回復する。
    - ・連邦所有地（軍事基地や部族の土地など）の存在によって学区の主要財源である固定資産税収入の減少を補うために学区に資金を提供するインパクト・エイド事業は国防教育庁（DoDEA）又は内務省インディアン教育局に移管する。
    - ・全てのインディアン教育プログラムをインディアン教育局に移管する。
    - ・ワシントン D.C. に住む低所得層の子供たちを対象とする連邦の教育バウチャー事業は普遍的なプログラムに拡大し、保健福祉省に移管する。
    - ・OESE のその他の全てのプログラムは、一括交付金化するか、廃止すべきである。
  - キャリア・技術教育・成人教育局（OCTAE）
    - ・OCTAE のプログラムを労働省に移管する。
  - 特別支援教育・リハビリテーションサービス局（OSERS）
    - ・障害のある個人に対する教育法（IDEA）に基づくほとんどの財政支援は障害のある児童・生徒を対象とした制約の少ない定額交付金とし、地方の教育機関に直接支給する。
    - ・OESRS が所管する障害者差別禁止の取組を司法省に移管する。
  - 高等教育局（OPE）
    - ・次期政権は議会と協力して、OPE のプログラムを廃止するか、労働省の ETA に移管する。
    - ・機関への資金提供は一括交付金とし、歴史的黒人大学と連邦政府が認めたアメリカ・インディアンの部族が管理する部族大学（tribal colleges and universities）に限定する。
  - 教育科学研究所（IES）
    - ・傘下の全米教育統計センター（NCES）を商務省国勢調査局に移管する。所内の他のセンターについては、連邦議会との協議が必要と判断されれば、全米科学財団（NSF）に移管する。
  - 学生支援局（FSA）
    - ・次期政権は、2010 年の学生ローン連邦化を撤回し、議会と協力して学生支援局及びその貸与奨学金債務を専門的なガバナンスと管理を備えた新たな政府法人の所管に切り替える。連邦貸与奨学金のポートフォリオを納税者及び学生の利益のために維持する責務を負うこの新機関は、(1) 大統領が上院の助言と同意を得て任命する機関長及び理事会によって専門的に運営され、(2) 連邦議会から毎年予算が割り当てられ、(3) 専門の経営陣によって運営される。連邦政府からの融資は財務省に直接割り当てられ、財務省が回収と延滞の管理を行う。新機関は、貸与奨学金のポートフォリオの管理、借り手との関係対応、ローン申請と貸付の管理、機関の参加と説明責任の問題の監視、及び規制の発行を行う。
  - 公民権局（OCR）
    - ・OCR は司法省に移管する。
2. 連邦議会においては、法案や議題に対して議員が無制限に発言を続けることで議事を長引かせ、特定の法案が成立しないように議事進行を妨げる議事妨害が行われる場合がある。議事妨害を防ぐ手段として、連邦議会上院（全 100 議席中）では 60 票以上の賛成票で議事妨害を止めさせることができる。
3. 批判的人種理論（Critical Race Theory）とは、1970 年代から 80 年代にかけて、法学研究者により確立さ

れていった法的な分析枠組みで、40年以上の歴史を持つ学術概念である。その基本的な考え方は、人種差別が単なる個人の偏見や先入観の集積ではなく、法律制度や政策の中に埋め込まれ、社会的に形成されたものであると主張する。例えば、2019年8月のニューヨークタイムズ日曜版の冊子（The New York Times Magazine）の企画（The 1619 Project）は、黒人奴隷が米国大陸に連れてこられてから400年の節目に米国の歴史を奴隷制度から捉え直そうとした試みとして多方面から様々な評価を受け、2020年のピューリッツァー賞を受賞し、公立学校においてはCRTの教材の1つとして利用されている。

4. 従来、高等教育機関では多様な背景を持った学生や教職員が存在することが高等教育機関としての強さにつながると考えられ、入学者決定や教職員の雇用などにおいて、人種や性別、出身地などの多様性を確保することが重視されてきた。一般に DEI（diversity= 多様性、equity= 公平性、inclusion= 包摂性の頭文字から）と呼ばれる方針を重視したこれらの取組は、入学者決定や雇用の際の多様性を重視した取組に関する陳述書の提出や、学内における専門の組織の設置や人員の配置、諸規則の改正など、様々な場面で実施されるようになってきている。近年、BLM 運動や移民排斥の動きなど、政治信条や経済的背景に基づく国民の分断に対する懸念が増大するに伴い、各地の大学でこうした取組を導入する動きが活発化している。このような状況に対して、各州議会の共和党議員から州立高等教育機関における DEI を重視した取組を制限する、あるいは禁止することを目的とした法案が多数提出されており、共和党優位の州においては州法として成立するようになってきている。高等教育専門紙『Chronicle of Higher Education』によると、2024年6月28日時点で2023年以降に提出された州立高等教育機関における DEI を重視した取組を禁じる法案数は28州議会では85法案に上り、うち12州議会では14法案が州法として成立した。

#### 【資料】

TIME, “What Trump’s Win Means for Education,” Nov. 8, 2023 (<https://time.com/7174651/what-trump-winning-means-for-education/?form=MG0AV3>) (2025年1月15日参照) / Education Week, “No, the U.S. Ed. Dept. Won’t Be Abolished. But Here’s What’s Likely to Happen Instead,” Opinion, Dec. 10, 2024. (<https://www.edweek.org/policy-politics/opinion-no-the-u-s-ed-dept-wont-be-abolished-but-heres-whats-likely-to-happen-instead/2024/12>) (2025年1月15日参照) / Education Week, “What a National School Choice Program Under President Trump Might Look Like,” Nov. 20, 2024 (<https://www.edweek.org/policy-politics/what-a-national-school-choice-program-under-president-trump-might-look-like/2024/11>) (2025年1月21日参照) / Lindsey M. Burke, “Chapter 11 Department of Education,” Paul Dans and Steven Groves (eds.), *Mandate for Leadership: The Conservative Promise*, Project 2025, 2023, pp.319-362 ([https://static.project2025.org/2025\\_MandateForLeadership\\_CHAPTER-11.pdf](https://static.project2025.org/2025_MandateForLeadership_CHAPTER-11.pdf)) (2025年1月15日参照)

## 2.7 トランプ大統領が連邦教育省長官に移行チームの共同議長を指名——プロレス興行団体の元経営陣の顔も

トランプ大統領は、就任当日となる2025年1月20日、連邦議会上院に対して連邦政府各省の長官候補者の指名を行った。教育長官には、大統領選の当選直後となる2024年11月9日に指名方針を明らかにしていたように、政権移行チームの共同議長を務めたリンダ・マクマホン氏（Linda Marie McMahon）を指名した。同氏は、上院による審査後、承認を得れば、第13代の連邦教育長官に任命されることになる。同氏の指名に対する教育関係団体の反応は教育界と新政権との間の衝突を予兆するものとなっている。

マクマホン氏は、1948年10月、ノースカロライナ州ニューベルン市で生まれた（2025年1月時点で76歳）。トランプ大統領の長年の友人（トランプ大統領は、前回の大統領就任以前、マクマホン氏が経営陣に加わっている著名なプロレス団体の試合に、長年にわたって姿を見せ、興行を盛り上げた）であり、第1期トランプ政権時には中小企業庁長官として政権発足時（2017年）から2年間、同政権を支えた。2019年の長官退任後は、トランプ氏の政治資金管理団体（America First Action Political Action Committee）の議長に就任して、同氏の再選を支援した。今回の大統領選挙期間中

には商務省長官の指名が噂されていた。<sup>[注1]</sup>

新教育長官は、大統領選の公約である、連邦教育省の解体について対応を検討・実施することになる。さらに、連邦補助金の削減や、批判的人種理論（Critical Race Theory）に関する指導及びトランスジェンダーへの対応を学校から排除する役割を担う。トランプ大統領は、「数十年にわたって組織を先導してきた経験と、教育とビジネスの双方に対する深い理解をもって、次世代の米国の学生と労働者を力付け、米国を教育において世界の No.1 にしてくれるであろう。また、我々は教育を州に戻そうとしている。彼女は、この取組も先頭に立って進めてくれるであろう。」と指名理由を明らかにした。さらに、同氏が以前から学校選択制導入に強い支持を示して来たことを踏まえ、「全州における『（学校）選択』の拡大のために粘り強く闘ってくれるであろう。」と期待を込めた。

マクマホン氏が連邦教育長官に指名されたことを受けて、教育界と新政権との衝突が表面化しつつある。二大教師団体の1つ全米教育協会（NEA）の会長は、指名方針が明らかにされた直後の2024年11月19日付けの声明の中で、私立学校を含めた学校選択制度の導入を提唱するマクマホン氏の姿勢を「公立学校から公財政を盗む」と批判するとともに、連邦教育省の廃止や連邦の教育・訓練補助金のカットなど公約にある取組を「有害で、異様で、侮辱的」と非難し、連邦議会上院に対してマクマホン氏の指名を拒否するよう要請した。また、親の団体の連盟組織である全米親連盟（National Parents Union）の会長は、2024年11月20日付けの声明において、マクマホン氏の指名については「楽観的」に捉えているとする一方、連邦教育省は児童・生徒の権利を守り、制度的な不平等に対処し、学力向上政策の基礎を形成するものとしてその重要性を強調した。

## 【注】

1. 1966年8月、17歳（当時）で現在の夫（Vince McMahon）と結婚した。同年、ノースカロライナ州内にある州立大学（East Carolina University）の外国語学部に入學し、1969年卒業。フランス語の学士を取得した（教師養成課程も修了）。大学卒業後、数年間、法律事務所では弁護士の補助業務（資料翻訳等）を行った後、夫がマサチューセッツ州の競技場を買収し、プロレス興行をはじめとするスポーツ・エンタテインメント会社を創設したことを契機として、同社の経営に加わる。2009年、居住していたコネチカット州教育委員に就任したが、教育政策に関する知見やプロレス興行団体の経営者という立場などに対して懸念が示された上に、連邦議会上院選出馬準備に絡んだ政治献金問題が指摘されたことで、任期半ばの2010年4月に辞任した。同年に行われた連邦議会上院選挙、及び2年後（2012年）に行われた連邦議会上院選挙では、いずれも落選した。その後、第1期トランプ政権で中小企業庁長官（2017-19年）に任命されると、2年後にはトランプ氏再選に向けて政治資金管理団体（America First Action PAC）の議長に就任、さらにトランプ氏の政策立案を支援するシンクタンク（America First Policy Institute）の運営理事会議長に就任した。2024年7月15-18日に開催された共和党全国大会でトランプ氏が次期大統領候補に正式指名されると、8月16日、政権移行チームの共同議長に就任した。

## 【資料】

Education Week, “Trump’s Education Secretary Pick is Linda McMahon, Former WWE CEO,” Nov. 19, 2024 (<https://www.edweek.org/policy-politics/trumps-education-secretary-pick-is-linda-mcmahon-former-wwe-ceo/> 2024/11) (2025年1月14日参照) / Politico, “Trump transition chair pick signals think tank influence,” Aug. 16, 2024 (<https://www.politico.com/news/2024/08/16/trump-transition-chair-00174367>) (2025年1月14日参照) / America First Policy Institute, “The Honorable Linda McMahon,” Team: About (<https://americafirstpolicy.com/team/lindamcmahon>) (2025年1月14日参照) / U.S. Small Business Administration, Linda McMahon (Former SBA Administrator) (<https://www.sba.gov/person/linda-mcmahon>) (2025年1月14日参照) / Washington Post, “Linda McMahon to resign as head of Small Business Administration,” March 29, 2019 ([https://www.washingtonpost.com/politics/linda-mcmahon-to-resign-as-head-of-small-business-administration/2019/03/29/63b27ab4-5246-11e9-88a1-ed346f0ec94f\\_story.html](https://www.washingtonpost.com/politics/linda-mcmahon-to-resign-as-head-of-small-business-administration/2019/03/29/63b27ab4-5246-11e9-88a1-ed346f0ec94f_story.html)) (2025年1月14日参

照) / Courant.com, “Linda McMahon Resigns from State Board of Education,” *Capitolwatch: Connecticut Politics*, April 10, 2010 ([https://archive.md/20120707084654/http://blogs.courant.com/capitol\\_watch/2010/04/linda-mcmahon-resigns-from-sta.html](https://archive.md/20120707084654/http://blogs.courant.com/capitol_watch/2010/04/linda-mcmahon-resigns-from-sta.html)) (2025 年 1 月 14 日参照) / Connecticut General Assembly, *S.J. No.31, Session Year 2009 (Resolution Confirming the Nomination of Linda E. McMahon of Greenwich to be a Member of the State Board of Education)* ([https://www.cga.ct.gov/asp/cgabillstatus/cgabillstatus.asp?selBillType=Bill&bill\\_num=SJ31+&which\\_year=2009&SUBMIT1.x=0&SUBMIT1.y=0&SUBMIT1=Normal](https://www.cga.ct.gov/asp/cgabillstatus/cgabillstatus.asp?selBillType=Bill&bill_num=SJ31+&which_year=2009&SUBMIT1.x=0&SUBMIT1.y=0&SUBMIT1=Normal)) (2025 年 1 月 14 日参照) / Department of Foreign Languages and Literatures, East Carolina University, Centennial Celebration of Alumni (<https://web.archive.org/web/20130828165813/http://www.ecu.edu/cs-cas/foreign/archives/centennial2.cfm>) (2025 年 1 月 14 日参照)

## 2.8 トランプ政権による教育省廃止に向けた動き

トランプ政権内において、教育省廃止に向けた動きが始まった。教育省廃止はトランプ大統領が大統領選挙の公約の 1 つとして掲げてきたものであり、既に大統領令が発令された学校選択制度の振興並びに政権が「差別的平等主義」及び「ジェンダー・イデオロギー」と見なす学校での指導や取組に対する規制と同様、公約の実現に向けて迅速に必要な取組を進めているものとみられている。2025 年 2 月 4 日付けの CNN の報道が伝えた。

今回の大統領選挙及び連邦議会選挙において、共和党は党の公約の 1 つとして教育省を閉鎖する意向を明らかにし、トランプ大統領も選挙期間中に同省の廃止に度々言及した<sup>[注 1]</sup>。実際、トランプ大統領は、2025 年 1 月 29 日に、私立学校を含む学校選択の振興と、政権が「差別的平等主義」「ジェンダー・イデオロギー」と呼ぶ人種や性差に関する従来とは異なる考え方に基づく指導や取組の抑制をそれぞれ目的とする 2 つの大統領令に署名するなど、就任後、公約実現に向けて矢継ぎ早に大統領令を発令している。加えて、連邦政府の予算縮小や人員削減を担う政府効率化省 (Department of Government Efficiency) の長官に任命されたイーロン・マスク氏も、選挙期間中から連邦政府機構の整理統合の標的の 1 つとして教育省廃止を唱えていた<sup>[注 2]</sup>。

こうした中で、教育省廃止に向けた具体的な準備が始まったと 2025 年 2 月 4 日の CNN の報道が伝えた。準備は行政府である教育省内部と立法府である連邦議会の 2 方向から進められているとみられ、前者については教育長官に推挙されている (2025 年 2 月 11 日時点で、上院での承認待ち) リンダ・マクマホン氏に対してトランプ大統領から省廃止計画の策定命令が大統領案として発令される準備が進められているという。後者については、上下両院とも共和党が過半数を占めている連邦議会に対してトランプ大統領が教育省廃止に向けた法案の策定・承認を強く要請しているという。

有識者の間では、共和党優勢の議会であっても、伝統的に党議拘束がかからない (共和党の中からも反対票が生じる可能性が高い) ことから、教育省廃止に向けた連邦法が成立する見込みは必ずしも高くないとみられていた。ところが、ここに来て、トランプ大統領周辺では、教育省廃止を含む大統領選で掲げた数々の公約実現に向けた取組を加速させており、大統領本人も、マクマホン氏に対して「自らを仕事から追いやることになる、偉大な仕事をやって欲しいと思っている」と告げたことを明らかにしている。また、ブッシュ政権で教育長官を務めたマーガレット・スベリング女史率いる非営利団体 (Bipartisan Policy Center) が 2024 年 2 月 4 日に開催した講演会において現在、下院の教育・労働力委員会の議長を務めるミシガン州出身の共和党議員 (Tim Walberg) は、「大統領が何らかの方法で一夜にして教育省を廃止できないにしても、同省の正しい規模にまで縮小し、権限を縮小させたいと考えている」と述べており、議会においても教育省の規模や権限の縮小に向けた検討が積極的

に展開される可能性が高くなった<sup>〔注3〕</sup>。

#### 【注】

1. トランプ大統領は、1期目の2018年6月、連邦政府再編の一環として教育省と労働省の統合案を公表した。教育省は連邦法によって設置されているものであり、正式に廃止するためには新たな連邦法の制定が必要とされる。当時の連邦議会は、現在と同様、上下両院とも共和党優勢の状況にあったものの、教育省廃止に関する法律が制定されることはなく、統合案の実現には至らなかった。
2. 政府効率化省では、既に会計記録の精査と人員削減に向けた取組を開始している。また、教育省では一部の職員に対して1月末から有給の休職措置が講じられている。
3. 教育省が廃止される、あるいは機能しなくなったとしても、現在実施されている州や学区、高等教育機関等を対象に実施されている多様な教育支援事業は、教育省設置（1979年）前の所管省庁に戻すことで維持することは可能であるとみられている。

#### 【資料】

Education Week, “Top House Lawmaker Supports Trump’s Bid to ‘Depower’ Education Department,” Feb. 4, 2025 (<https://www.edweek.org/policy-politics/top-house-lawmaker-supports-trumps-bid-to-depower-education-department/2025/02>) (2025年2月6日参照) / CNN, “Trump administration drafting executive order to initiate Department of Education’s elimination,” Feb. 4, 2025 (<https://edition.cnn.com/2025/02/04/politics/education-department-trump-executive-order/index.html>) (2025年2月5日参照)

## 3 生涯学習

### 3.1 州縦断調査データシステムに関する調査——諸州教育協議会（ECS）

各州の教育制度や政策に関する調査・分析を行っている諸州教育協議会（ECS）は2024年4月、幼児段階から就職に至る教育や訓練等に関する個人の経年データを扱う各州の縦断調査データシステムに関する調査結果を公表した。調査は①システムの有無、②データの需要、③運用能力、④管理体制、⑤データの利用の5つの観点から各州のデータシステムの概要を捉えようとするものである。調査によると、①基準を満たす縦断調査データシステムを有する州は39州、②調査項目について利用者からのフィードバックを集める公的な仕組みを設定している州は11州、③専従スタッフを抱えた単独の政府機関若しくは政府機関内に単独部署を設置している州は14州、④管理体制を公的に規定している州は29州、うち州法により政府横断的なデータ管理を規定している州は11州、⑤システムのデータに基づくダッシュボードや報告書を公表している州は26州となっている。

#### 【資料】

ECS（2024）, The Statewide Longitudinal Data System Landscape（Policy Guide）

## 4 初等中等教育

連邦教育省は2024年1月、初等中等教育段階における教育テクノロジーの活用振興に向けた政策文書『全米教育テクノロジー振興計画』を公表した。さらに同年7月には、人工知能（AI）を利用した製品・サービス開発に関する開発者向けガイドブックを公表した。2024年4月には、オクラホマ州とケンタッキー州で、筆記体による手書きの指導を州内の公立学校に義務付ける法律が制定され

た。同年3月には、ワシントン州が英語と英語以外の言語による2言語教育プログラムの普及拡大を目的とする法律を制定した。2025年1月に就任したトランプ大統領は、就任後間もなく、公約として掲げていた初等中等教育機関におけるジェンダー理解や多様性を促進する取組の規制と、初等中等教育段階における学校選択の振興を目的とする大統領令にそれぞれ署名した。

#### 4.1 連邦教育省『2024年全米教育テクノロジー振興計画』を公表——「学習のユニバーサルデザイン」を提唱

連邦教育省は2024年1月22日、初等中等教育段階における教育テクノロジーの活用振興に向けた政策文書『全米教育テクノロジー振興計画—デジタル情報へのアクセス、デザイン、活用の格差を埋めるための行動要請』を公表した。この計画は1996年に初版が公表されて以降、数年おきに改訂されてきたもので、第6版となる今回は前回2016年版から8年ぶりの改訂となる。州や学区、学校における教育テクノロジーの活用を促すための提言や事例が示された計画の最新版は、デジタル情報・機器に関する格差を「活用」「デザイン」「アクセス」の観点から捉え、地域や学校、児童・生徒の間で生じるこれらの格差を解消するための政策提言と、格差解消に向けた州や地方による取組の具体例を紹介している。

これまでの『全米教育テクノロジー振興計画』（以下『計画』という。）は、連邦政府が予算を計上し、主体的に実施する補助金事業の内容を説明したものではなく、初等中等教育において実践者となる学校やそこで働く教師、公立学校を所管する学区、及び初等中等教育に最終的な責任を果たす州を対象に、成功事例・モデルケース、今後の政策に関する提言などをまとめたものであった。今回の『計画（2024 National Educational Technology Plan – A Call to Action for Closing the Digital Access, Design, and Use Divides）』も、学校や学区、州を対象に、教育テクノロジー活用に関する政策立案に有用な情報をまとめた政策文書としての位置付けは変わっていない。ただし、『計画』の焦点は、初版（1996年）では児童・生徒の情報通信技術の活用能力（technology literacy）の習得に当てられていたが、第2版（2000年）ではバーチャルスクールなどテクノロジーを利用した教育に、第3版（2006年）になると個々の児童・生徒に関するデータに、第4版（2010年版）では収集した児童・生徒情報を学力水準向上に活用する方法に、第5版（2016年版）では「個別最適な学習」（personalized learning）の重視と実現にと、技術水準の向上や政策課題の変化に合わせて変わってきた。

今回の『計画』は、2020年以降の新型コロナウイルスの感染拡大と連邦政府による財政支援が遠隔授業への切替えを加速化し、アクセスにおける格差縮小につながったものの、緊急事態への対応であったためにテクノロジーの導入はオンラインでのテストなど伝統的な対面式授業における受動的な利用の域を超えない場合も少なくなく、必ずしも利用の格差縮小にはつながらなかったと指摘する<sup>〔注1〕</sup>。こうした認識の下、『計画』においては、デジタル情報に関する利用、デザイン、アクセスの3つの側面<sup>〔注2〕</sup>から格差解消に向けた提言や成功例の紹介が行われている。そこで一貫して重視されているのは、「全ての児童・生徒が、変容する、主体的で、創造的な、そして批判的思考を伴う、テクノロジーに支えられた経験を確実に得るようにする」「学習のユニバーサルデザイン（universal design for learning）」（以下「UDL」という。）を作り出すことである。

UDLとは、指導における障壁を減らし、児童・生徒の能力や背景、学習の志向に対応することで、障害のある児童・生徒や英語学習者などを含む全ての児童・生徒が学習しやすく、また効果的な学習

ができるようにすることを目的とするもので、学習内容の提供や、学習への参加、学習成果の提示のために多様な選択肢を揃えて、包括的で公平な教育環境の実現を目指す<sup>[注3]</sup>。『計画』では、州や学区が作成する教材や機器の採用基準を UDL の原則に沿った内容にすることや、教師や校長が UDL に基づく学習機会をデザインするために必要な時間と空間を確保したり、継続的に学べる環境を設けたりすることなどが提言されている。さらに、その具体例として、視覚障害や学習障害のある児童・生徒を含むクラスにおける生態系に関する授業モデルや、英語を母語としない児童・生徒や障害のある児童・生徒、大規模学区や小規模学区など多面的に考慮して策定された学区を対象とするマサチューセッツ州の EdTech 導入ガイド等の事例を提示している。

カルドナ教育長官は今回の公表に当たり、「教師がアクティブラーニングの設計者となるように力をつけさせること、そして児童・生徒が学習するように鼓舞するために、効果的な方法でテクノロジーを活用することに焦点を当てた」と改訂版について解説した。専門団体（International Society for Technology in Education）の関係者は、今回の『計画』が教師の観点から取組を捉えたことを評価した。加えて、この関係者は「教育システムにおいてテクノロジーを適切に組み込んだ機会を利用することで、児童・生徒が生き生きと、そして柔軟に学ぶ環境を作り出すことができる。なぜならば、彼らは全て同じように学べるわけではないのだから」と、学習の UDL の具体化に向けた教育テクノロジーの必要性を強調した。

#### 【注】

1. 今回公表された『計画』に先立ち、第5版の更新版（2017年公表）において、アクセスが増大しても利用の格差は拡大する可能性（例えば、創造や探求、共同作業などのための利用とビデオ教材を見たり、eメールのやりとりをしたりするだけの利用）が指摘された。
2. 『計画』（9頁）では、デジタル格差（Digital Divides）を「利用の格差」「デザインの格差」「アクセスの格差」に分け、それぞれについて次のように述べている。
  - ・利用の格差：テクノロジーに支えられた教育課題の実施における不公正。デジタル教材・機器を使った分析、構築、制作、創造などテクノロジーの積極的な利用を求められる児童・生徒がいる一方で、課題を受動的に完了するためにテクノロジーを利用することを求められる児童・生徒がいる状況。
  - ・デザインの格差：教師をはじめとして教育現場に立つ全ての者が、EdTech を使って全ての児童・生徒のための学習体験をデザインする専門的な能力を身に付けるための研修や技術的支援を受ける上で現れる不公平。
  - ・アクセス格差：接続環境やデジタル教材・機器への不公平なアクセス。デジタル環境の健全性や安全性、市民としてのスキルに関する教育への公平なアクセスや利用も含まれる。
3. 『計画』（21頁）では、UDL の原則について、学習する主題・内容の提示、回答や作品など学習成果の提示、及び学習の過程への関わり方の局面から、次のように説明している。
  - ・多様な提示方法：デジタル機器は、教師が多様な方法で情報を提示することを可能にする。例えば、ビデオや会話型シミュレーション、情報画像、録音などが挙げられる。児童・生徒の立場からするとこれらの機器は自分たちに適した形式で学習内容に触れることを可能にする。字幕表示やコンピュータ上のテキストを音声データとして読み上げるスクリーン・リーダー、調整可能なフォント・サイズなどアクセス可能性を広げる特徴も多様な学習者を支援するものである。
  - ・多様な表現方法：デジタル機器は、児童・生徒が学習の課題に対する自分たちの理解を表すために個々に適した多様な方法を提供することができる。例えば、書面による課題提出のほか、ポッドキャストやスクリーンキャスト、動画、e-book やマインド・マップ、コンピュータ上での絵画等の作成など、音声や動画による提示が挙げられる。さらに、教育テクノロジーは児童・生徒が伝統的な教室の外で学ぶことも可能とすることから、教室以外の学習環境における柔軟な学びを提供することが可能となる。
  - ・多様な活動方法：デジタル機器は対話型の学習経験や教材に対する多様な関わり方を提供することが可

能である。学習者は多様な方法で学習への動機付けをされ、学習活動に従事することが可能となる。これら個人差に影響する要因には、神経学、文化、個人的関わり、主観、背景知識、その他多様なものがある。マルチメディア教材の多様な種類（音声、動画、インフォグラフィックス等）やこうした教材の選択肢を提示することは児童・生徒が学習の過程に能動的に参加することを支援する。また、教育テクノロジーは、ディスカッション・ボードや仮想教室、グループ課題などの児童・生徒間の協力に基づく学習経験を促進する。

#### 【資料】

Office of Educational Technology ( U.S. Department of Education), *2024 National Educational Technology Plan – A Call to Action for Closing the Digital Access, Design, and Use Divide*, Jan. 2024 (<https://tech.ed.gov/netp/>) (2024 年 4 月 20 日参照) / Education Week, “National Ed-Tech Plan Outlines How Schools Can Tackle 3 Big Digital Inequities.” Jan. 22, 2024 (<https://www.edweek.org/technology/national-ed-tech-plan-outlines-how-schools-can-tackle-3-big-digital-inequities/2024/01>) (2024 年 4 月 20 日参照)

## 4.2 オクラホマ州とケンタッキー州が公立学校における筆記体による手書きに関する指導を義務化——近年増える州法の制定

オクラホマ州は、2024 年 4 月 23 日、筆記体による手書きの指導を州内の学区及びチャータースクールに義務付ける法律を制定した。また、ケンタッキー州においても 4 月 17 日に同様の法律が制定された。近年、英語の授業で筆記体による手書きに関する指導を義務付けることを州法で規定する州が増えている。こうした動きの背景には、教育テクノロジーの活用が進展にともない手書き指導に関する優先順位が下がっていることや課題作成等における引用・盗用に対する懸念、筆記体を書くことが脳の神経経路の活性化するという神経科学の研究成果があるという。

今回制定されたオクラホマ州の法律によって、2024 年度（2024 年 7 月開始）からチャータースクールを含む同州の全ての公立学校では、第 3 学年から第 5 学年の児童を対象に筆記体による手書き（cursive handwriting）に関する指導が行われることとなった。これにより、公立小学校の児童は第 5 学年終了までに筆記体で書くことと、読むことができるようになることが求められる。また、ケンタッキー州の法律は、2025 年度から州内全ての公立小学校の教育課程に筆記体での手書きに関する指導が組み込まれ、第 5 学年終了までに読み書きが十分にできる水準の学力を習得することが定められた。

各州の英語と数学の教育水準を引き上げることを目的として全米州知事会（NGA）や州教育長協議会（CCSSO）が開発し、2010 年に公表された教育課程基準モデル「コモン・コア（Common Core State Standards）」は、公表後数年のうちにほとんどの州で導入され、現在も多くの州が教育課程基準として利用されている。この基準モデルにおいては、授業における教育テクノロジーの導入が進められていた当時の状況を反映して、キーボード操作に関するスキル習得が規定されている<sup>[注1]</sup>。一方で、筆記体による手書きに関する指導について「コモン・コア」では触れていない。

実際のところ、筆記体による手書きに関する指導を行うか否かは公立学校を管理している学区（school district）の裁量に委ねられ、こうした授業を行っている公立学校は少なくないが、近年、オクラホマ州やケンタッキー州のように州法で義務化する動きがみられる。例えば、2023 年 10 月 23 日にはカリフォルニア州が州内の公立学校に適用される教育課程基準について州法を改正して、第 1 学年から第 6 学年までの適切な学年の英語の授業において筆記体の指導を行うこととし、2024 年 1 月 1 日から施行された。また、同年 7 月 3 日にはニューハンプシャー州において、州内の全ての公立

学校とチャータースクールに対して第5学年終了までの適切な学年の英語の授業の中で筆記体による手書きに関する指導を行うことが義務付けられ、2024年度（7月開始）から実施されている。教育専門紙（Education Week, Nov. 16, 2023）によると、2016年に筆記体による手書きに関する指導を義務付けていたのは14州に過ぎなかったが、2018年に19州、2023年には21州、オクラホマ州とケンタッキー州で法律が制定された2024年4月時点で23州まで増大した<sup>[注2]</sup>。

筆記体による手書きに関する指導を義務化する州が増えている背景の1つとして指摘されているのは、人工知能で強化されたコミュニケーション技術である。こうした技術は、ネット上にある多様な情報を容易に入手し、写し取ることを可能にすることから、課題や宿題を通して創造したり、考えをまとめたりする力を身に付けさせようとする教師にとっては悩みの種となっている。このため、授業内で評価する課題については以前のように手書きでの提出に戻す教師も現れているという。

また、神経科学の研究者によると、キーボードをタイピングする場合と比べると、筆記体で文字を書くことは、神経回路を活性化することができ、それが学習や言語発達を促進させたり、最適化したりするということを支持する研究成果が増えてきていることも、筆記体指導を義務化する州が増えている要因とみられている。筆記体を学ぶことが、特に年齢の低い児童にとって、運動技能の形成から思考や言語、記憶に関係する脳内の様々な領域を刺激し、相乗効果を生み出すことまで多くの利点があることは、これまでも同分野の研究者の間では信じられてきた。2020年にノルウェーの大学の研究者グループが発表した最新の研究成果によると、「ペンで紙を押す圧力や自分で書いた字を見ること、書きながら音にして聞くことを通じて、たくさんの感覚が活性化する。これらの感覚的経験は脳内の異なる部分を結び付けるとともに、学びに対して脳を開放する」と述べている。

#### 【注】

1. コモン・コアでは、第3学年から第5学年の間にキーボード操作に関するスキルの習得は言及している。例えば、小学4年生には、「1回で最低1ページをタイピングするのに十分なキーボード操作能力を示す」ことが期待されている。ただし、筆記体の習得についての言及はない。
2. 州の教育制度・政策の情報センターであるECSによると、キーボード操作の能力の習得を州の教育課程基準やハイスクールの卒業要件としている州は、ニューヨーク、ユタ、サウスカロライナ、テキサスの4州である。

#### 【資料】

Oklahoma Business Voice, “Gov. Stitt signs law requiring Oklahoma schools to teach cursive handwriting”, April 26, 2024 (<https://okbusinessvoice.com/2024/04/26/gov-stitt-signs-law-requiring-oklahoma-schools-to-teach-cursive-handwriting/>) (2024年9月19日参照) / Kentucky General Assembly, Legislation/2024 Regular Session/Senate Bills/Senate Bill 167 (<https://apps.legislature.ky.gov/record/24rs/sb167.html#:~:text=Kentucky,General%20Assembly&text=Amends%20KRS%20156.160%20to%20require,the%20definition%20of%20%E2%80%9Cwriting.%22>) (2024年9月19日参照) / Kentucky Lantern, March 21, 2024 (<https://kentucky Lantern.com/2024/03/21/cursive-writing-would-become-a-course-of-study-in-kentucky-public-schools-under-tichenors-bill/>) (2024年9月19日参照) / New Hampshire Bulletin, May 4, 2023 (<https://newhampshirebulletin.com/briefs/sununu-signs-bill-mandating-cursive-in-schools/>) (2024年9月19日参照) / BBC, “California signs cursive writing into law – what are the brain benefits?”, Jan. 23, 2024 (<https://www.bbc.com/future/article/20240122-california-signs-cursive-writing-into-law-what-are-the-brain-benefits>) (2024年9月19日参照) / Education Week, “More States Require Schools to Teach Cursive Writing. Why?”, Nov. 16, 2023 (<https://www.edweek.org/teaching-learning/more-states-require-schools-to-teach-cursive-writing-why/2023/11>) (2024年9月20日参照)

### 4.3 ワシントン州が2言語教育プログラム振興法を制定

ワシントン州は、2024年3月19日、英語と英語以外の言語による2言語教育プログラムの普及拡大を目的とする法律を制定した。これは、州教育長が提案した2言語教育プログラムの拡大方針を立法化したもので、2040年までに実施を希望する学区やチャータースクールなどがプログラムを提供できるようにすることを目指す。半数以上の在学者が人種的マイノリティである学校を最優先の支援対象とする。

「2言語教育（dual language education）」とは、公立学校の児童・生徒が英語と英語以外の言語で各教科の内容に関する指導を受ける教育モデルである。英語の運用能力が低い移民等を対象に当初は主に話者の母語を用いた指導を行い、徐々に英語による指導を増やして英語話者としての能力取得を目指す「過渡的なバイリンガル教育（transitional bilingual education）」と異なり、英語を母語とする児童・生徒と英語以外の言語を母語とする児童・生徒がほぼ同数の学習集団において、授業の50%以上を英語以外の言語、残りは英語を指導言語として行うもので、英語と英語以外の言語の4技能の習得（bilingual and biliterate）を目指す<sup>[注1]</sup>。英語以外の言語には、外国語のほかに、先住民コミュニティや先住民家庭で使用されている言語に関する「継承語教育（heritage language education）」や「アメリカ手話（American sign language）」も含まれる。ワシントン州では、州内295学区中42学区及び先住民のための初等中等教育機関において、スペイン語102プログラム、中国語（北京語）3プログラム、ベトナム語2プログラム、先住民の言語5プログラムが既に開設され（英語以外の言語は学校が決定する）、約3万5,000人の児童・生徒が学んでいる（2022年時点）。

今回の振興法は、州教育長が2022年に打ち出した教育改革構想（Washington State Innovates: K-12 Education for the 21st Century and Beyond）の中で、教師の確保、中等後教育選択制の普及、学校給食無償制、学校財政制度改革、職業経験単位の導入と並んで提案された2言語教育の拡大を立法化したものである。2040年までに州内の第K学年（小学校入学前1年間の就学前教育）から第8学年の希望する全ての児童・生徒が2言語教育プログラムを受けられるようにすることを目指すとしていたが、成立した法律では開始学年を第K学年とすることのみが明記され、2040年までに希望する全ての学区がこの学年から始まるプログラムの提供をできるようにすることが規定された。提案に際し、州教育長は「エビデンスが明らかなように、若者が早い学年段階でバイリンガルになることでより柔軟な認知能力を獲得し、学校でより良い成績を収める。グローバル経済が変化し、社会がますます国際的になる中で、2言語教育は児童・生徒にとって中核的な教育機会とならなければならない」と述べ、学力向上や優秀な人材の輩出に向けたプログラムへの期待を述べていた<sup>[注2]</sup>。

このように振興法においては、州内の公立学校やチャータースクール、先住民の子弟を対象とする初等中等教育機関における2言語教育プログラムの新設や既存プログラムの拡大に向けて、予算の範囲内で財政支援を行うことが定められたほか、財政支援の配分基準や申請者の評価方法を決定し、支援を実施することを州教育局に求めている。財政支援は教育機会に差があるとみなされる学校を優先し、在学者の半数以上が人種的マイノリティである学校を最優先とする。一方で、支援を受ける学校は、2言語教育プログラムの開発及び継続的な改善に向けた助言委員会の設置やプログラムに在籍する児童・生徒等に関する情報の州への提出などを実施することが求められる。

このほか、振興法で定められている主な内容は、以下のとおりである。

- 州教育局は財政支援を受給する学区や学校に対して、2 言語教育プログラムの創設、運営、拡大に関する技術的支援の提供を行う。
- 公立ハイスクール卒業者を対象とする英語と英語以外の言語に関する 2 言語運用能力の習得を認証するワシントン州の「シール (seal)」について、州内の全ての学区は、2025 年度より認証されたハイスクール卒業生の卒業証書にこれを貼付することとする。州教育局はシール授与の要件を定めるものとする。
- 州教育長は州内の大学やコミュニティカレッジ、州の労働力訓練・教育調整委員会などと協議し、2 言語運用能力習得証明シールの有無が分かるような標準的な成績表を開発するものとする。この成績表はセメスター制、クォーター制、トリメスター制が比較できるように「単位 (credits)」や「時間 (hours)」についての定義を定めなければならない。
- 州の教師スタンダード委員会<sup>[注3]</sup>は、州教育局や州内の高等教育機関と協力し、バイリンガル教育と英語学習者承認基準との間の調整を図るとともに、複数言語指導教師及び教師補助を対象とする言語能力評価の要件を決定しなければならない。
- 2025 年度開始時点において、州教育局は州内各学区及び先住民の学校に対して、先住民の児童・生徒に適切な言語支援を提供するガイダンスや技術的支援、研修機会を提供する。

#### 【注】

1. ワシントン州教育局作成の指針 (Washington State Multilingual Learners: Policies and Practices Guide) によると、2 言語教育プログラムには、双方向 2 言語教育プログラム、一方向 2 言語教育プログラム、外国語イマージョンプログラムがある。各プログラムの概要は、次のとおりである。
  - ・双方向 2 言語教育プログラム：習得を目指す英語以外の言語を母語とする複数言語学習者（英語学習者）と英語話者がほぼ同数の学習集団において、英語と英語以外の言語の双方を用いて各教科の授業（内容は英語を指導言語とする一般の授業と同じ）を行う。
  - ・一方向 2 言語教育プログラム：ネイティブの児童・生徒あるいは複数言語学習者（英語学習者）の学習集団を対象として実施されるもの。学区の人口構成上、双方向 2 言語教育プログラムの要件を満たすことができない場合に実施する（英語と英語以外の言語の双方を指導言語とする各教科の授業）。学習集団の 70% 以上が複数言語学習者（英語学習者）である場合、一方向 2 言語教育プログラムとみなされる。
  - ・外国語イマージョンプログラム：英語を母語としない児童・生徒が 30% 未満、他の多数が英語話者である児童・生徒で構成される学習集団で、各教科の授業を英語と英語以外の言語で実施するプログラム。
2. 報道によると、2 言語教育に対して州は 2015 年から財政支援を行ってきた。2022 年の州教育長の提案を受けて 2023 年から 2025 年の 3 年間で 1,890 万ドル (1 ドル = 150 円換算で 28.4 億円) を投じることになったが、州内の学区から寄せられるプログラムの新規開設の要望は用意されている予算を上回っているという。
3. 教師の養成や研修、免許制度等に関する政策立案・監督を目的として 2000 年に設置された州の機関。

#### 【資料】

OSPI News Release, “Superintendent Reykdal Announces Plan to Expand Dual Language Education Across Washington,” Aug. 24, 2022 (2024 年 10 月 2 日参照) / The Seattle Times, “Dual language education is one step closer to becoming a WA law,” Mar. 6, 2024 (2024 年 10 月 13 日参照)

## 4.4 連邦教育省が人工知能 (AI) を利用した製品・サービス開発に関する開発者向けガイドブックを公表

連邦教育省は、2024 年 7 月、AI を活用した教育関連の製品やサービスの開発において、開発責任者と開発チームが、利用者である教師や児童・生徒の安心、安全、信頼を確立するために留意すべき

事柄をまとめたガイドブックを公表した。これは、2023年10月の大統領令が連邦政府機関に対してAI関連製品の開発・導入に関して差別や誤報を防ぐために必要な指針の策定の呼びかけに応えたものである。ガイドブックは、AIを活用した製品やサービスの開発において最も重要なことは利用者である教師との「信頼の強化」であるとし、開発過程における責任の共有やリスク管理の徹底などを訴えるとともに、開発者と教師の双方の懸念を開発プロセスにおける5つの横断的領域にまとめ、対応方針を示している。

バイデン政権が2023年10月30日に発令した大統領令は、連邦政府機関に対して、AIが安心、安全で、信頼できるものであるための利用上の基準やガイダンスの開発、研修や技術的支援の提供を求めた<sup>[注1]</sup>。連邦教育長官に対しても、既存の報告書<sup>[注2]</sup>の勧告を踏まえて児童・生徒・学生のプライバシーを保護しながら、信頼性と安全性を高めるAI活用製品・サービスの導入方法に関する指針を大統領令発出後1年以内に提供することが要請された。今回公表されたガイドラインは、大統領令によるこうした要請に応じて策定されたものである。

連邦教育省教育テクノロジー局によるガイドブック、『人工知能を利用した教育の設計：開発者向け基本ガイド（Office of Education Technology (U.S. Department of Education), *Designing for Education with Artificial Intelligence: An Essential Guide for Developers*, 2023)』の策定に当たっては、複数回にわたる公聴会で開発企業や業界団体、非営利団体、教師、保護者など多様な関係者から得られた意見や懸念が参考にされた。ガイドブックによれば、公聴会において明らかになったことは、AIを利用した製品やサービスの開発者である企業が利用者である教師や児童・生徒、保護者からの「信頼の強化を最優先とする」ことであった。このためガイドブックでは、「信頼は（訳注：開発者と利用者である教師との）責任の共有である」こと、「信頼を得るにはAIのリスクを積極的に管理し、その恩恵を享受できるようにする」こと<sup>[注3]</sup>、「開発過程全体を通して責任の積み重ねと革新の積み重ねを統合しなければならない」ことが強調された。

さらに、ガイドブックでは、公聴会で企業等の開発者と利用者である教師の双方の側から出されたAIを利用した製品やサービスに関する懸念を、開発者と利用者において共有すべき責任の観点から5領域にまとめ、領域毎に開発者に対する提言、解説、議論すべき項目、進むべき方向、参考情報を示している。各領域の主な内容は、以下のとおりである。

- 教育を目的とする設計**：教育目的のAI製品の開発において、開発者は教育特有の価値について理解することから始めなければならない。人中心の開発サイクルや、読解や理科、数学、コンピュータ科学などの優先すべき教育課題に留意するなど、教師が積極的に関わっていることを示す多くの事例は既に存在する。これらに加えて、教師や児童・生徒からのフィードバックは製品開発や検査、改善の中に組み込み、児童・生徒のニーズに対応できることを保証する必要がある。
- 合理的でインパクトのあるエビデンスの提示**：エビデンスを明らかにすることは、どのedtech製品を採用・調達するのかを決定する際、特に製品の目標が児童・生徒における教育成果の向上にある場合に、重要である。1965年初等中等教育法と教育政策の立案者は、いずれもAIを利用した教育関連製品・サービスの開発者に対して製品やサービスが児童・生徒における教育成果を改善することを示すエビデンスの提供を求めている。
- 公平性の促進と公民権の擁護**：公平性の促進と公民権の擁護は連邦教育省と政権にとって必須の課

題であり、公聴会においても開発者と教師の双方の最も主要な懸念であった。この領域に関して、例えば、データセットにおける代表性や偏りの公表やシステム内のアルゴリズム上の差別、障害のある個人のためのアクセスの確保などに対して、開発者は慎重でなければならない。

- 安心・安全の確保**：AIに関する大統領令や関連の行政指針においても強調されている。教育政策の立案者はデータプライバシーとセキュリティに関する要件を明確にするとともに、市民の自由などのAI時代における追加的な条件を詳しく説明している。AIを利用した教育関連製品・サービスの開発者は、製品開発のエコシステム（収益活動協調体制）の中に責任を持って参加するため、AIの利用者の安心・安全を確保するために採用する活動内容を詳細に説明することが必要である。
- 透明性の向上と信頼の醸成**：信頼の醸成には、上述の全ての価値観に留意することが求められるとともに、成果以上にコミュニケーションが重視されるという側面もある。信頼は開発者と利用者との相互の信頼関係の形成に向けて透明性や公約が必要となる。開発者や教師、他の関係者の間で相互に業務に関わることで、定義付けと協調的な行動が生まれ、信頼を構築する。

#### 【注】

1. 2023年の「安心、安全で、信頼できる人工知能に関する大統領令（President's Executive Order on Safe, Secure, and Trustworthy Artificial Intelligence）」で連邦政府機関等へ実施が求められた主な取組は、次のとおりである。
  - ・AIの安全性に関する新たな基準の開発・策定（AIシステムが安心、安全で、かつ信頼できるものであるようにするための基準やツール、テストの開発、AI開発業者に対する安全性テストや他の重要情報等の公表の要請など）
  - ・米国人のプライバシーの保護（プライバシー保護に関する研究や技術開発の強化、連邦政府機関を対象とするプライバシーの保護に関する技術の効果を評価するガイドラインの開発など）
  - ・公正さと公民権の推進（AIのアルゴリズムが差別を悪化させる方向で利用されないようにするためのガイダンスの開発、研修や技術的支援、法務省と他の政府機関公民権担当部局との間の調整を通じたアルゴリズムによる差別への対処など）
  - ・消費者、患者、児童・生徒・学生のために立ち上がること（個別最適化された個人指導などAIが可能とするツールを活用することによって教育を変容させことや、医薬品の開発に向けたAIの責任ある活用など）
  - ・労働者支援（労働者にとってのAIの害を軽減し、利益を最大化するための原則とベストプラクティスの開発、労働市場に対するAIの影響に関する報告書の作成など）
  - ・革新と競争の促進（National AI Research Resourceの試験的運用を通じた全米のAI研究の活性化、公正かつ開放的、かつ競争的であるAIエコシステムの振興など）
  - ・海外における米国のリーダーシップ（AIに関する2国間あるいは多国間の協力関係の拡大、国際パートナーとの重要なAI基準の開発と実施）
  - ・政府による責任ある効果的なAIの活用（連邦政府機関によるAI活用に向けたガイダンスの公表、連邦政府におけるAI専門人材の雇用増大など）
2. 2023年5月に公表された報告書『人工知能と学習・訓練の未来』（AI and the Future of Training and Learning）は、教育におけるAI活用のための知識の共有、教師や地域社会の関与の増大、政策や計画の更新を目的とし、AIの活用に向けた課題と提言として、①人の参加の重視、②教育について共有されているビジョンにAIモデルを合わせる、③最新の学習理論を使用したAI設計、④信頼強化の優先、⑤AI開発・導入・活用への教師の関与、⑥文脈への対応と信頼・安全性の強化に向けた研究開発の推進、⑦教育固有の指針やガードレールの開発の7項目を指摘した。
3. ガイドブックでは、AIを活用した教育関連製品・サービスにおけるリスクのカテゴリーとして、有害コンテンツに関するリスク、システムの効果に関するリスク、悪用する（される）ことのリスク、誤情報の管理リスク、透明性と説明責任のリスク、利用者が準備不足であることのリスクを挙げ、想定される具体的

シナリオが例示されている。

- ・教師が AI サービスを利用して個別化された授業計画を作成する場合、AI によって生成された情報から誤情報を排除し、内容が正確で教育目標に沿っていることを、誰が確認し、修正するのか。
- ・教育課程の責任者が学校で使用する教材や形成的評価（テスト）の選定作業を支援するために AI を活用する場合、教材の有効性やテストの妥当性を評価する証拠を誰が検討するのか。教材がマイノリティや障害のある児童・生徒などの弱者のニーズに対応していることを誰が検証するのか。
- ・進路指導カウンセラーが AI 支援ツールを使用して大学や職業の進路を推薦する場合、AI モデルの開発に使用された過去のデータセットの偏見により、推薦に不公平が生じ、それが脆弱な集団に悪影響を及ぼす可能性がある場合、それを検知し、対処する責任は誰にあるのか。
- ・教師が AI を利用して児童・生徒の作品に関するメールやその他の連絡文書を簡単に作成するようになった場合、AI モデルの開発者を含め、意図しない受信者に生徒の個人情報が開示されることに対する保護策の責任は誰が負うのか。
- ・児童・生徒の「リスク」を特定するための早期警告システムを導入するに当たり、児童・生徒の市民権を守るために必要な科学的、法的、プライバシーに関する基準を AI の開発者が遵守しているかどうかを誰が評価するのか。
- ・教師が児童・生徒の教育テクノロジーの不適切な使用を特定するために盗作防止検出器を導入するに当たり、児童・生徒を不公平又は不平等に処罰する可能性につながる AI ベースの検出器の弱点や偏りを認識する責任は誰にあるのか。サービスが行き届かず、かつマイノリティや障害のある児童・生徒などの弱者が不当に標的にされないようにする責任は誰にあるのか。

#### 【資料】

Office of Educational Technology (U.S. Department of Education), *Designing for Education with Artificial Intelligence: An Essential Guide for Developers*, July 2024 (<https://tech.ed.gov/files/2024/07/Designing-for-Education-with-Artificial-Intelligence-An-Essential-Guide-for-Developers.pdf>) (2025 年 1 月 10 日 参照) / White House, *Executive Order on the Safe, Secure, and Trustworthy Development and Use of Artificial Intelligence*, Oct.30, 2023 / U.S. Department of Education (Office of Educational Technology), *Artificial Intelligence and the Future of Teaching and Learning: Insights and Recommendations*, May 2023 (<https://tech.ed.gov/files/2023/05/ai-future-of-teaching-and-learning-report.pdf>)

## 4.5 トランプ大統領が教育政策に関する 2 つの大統領令に署名——ジェンダーや多様性を重視する取組の規制と学校選択の振興に向けて

トランプ大統領は、2025 年 1 月 29 日、政権がジェンダーや多様性を極端に重視していると思なす初等中等教育機関の取組を規制するための大統領令と、初等中等教育段階における学校選択の振興を目的とする大統領令に署名した。初等中等教育機関におけるジェンダーや多様性を重視する取組への規制と学校選択の振興は、2024 年の大統領・連邦議会選挙において教育分野における公約として共和党が掲げていたものである。本来、連邦政府には教育に関する権限が認められていないものの、今回の大統領令の内容は教育課程行政を含む州や学区の初等中等教育政策に大きな影響を及ぼすものとみられている。

同日に発令された大統領令のうち、「初等中等教育機関における過激な教化に終止符を打つ (Ending Radical Indoctrination in K-12 Schooling)」と題された大統領令 (Executive Order 14190) (資料 1 参照) は、トランプ大統領が「ジェンダー・イデオロギー」や「差別的平等主義」<sup>〔注1〕</sup>に基づいて子供たちに対して思想教育を行っていると思なす学校に対する連邦補助金の支給を停止する計画の策定を、本命令の発令から 90 日以内に、教育長官や国防長官、保健福祉長官など関係省庁の長官に義務付けるものである (第 3 条)。各省は、「ジェンダー・イデオロギー」や「差別的平等主義」を助長していると思なす初等中等教育機関の教育課程や指導、活動、教師養成、現職研修などに充てられる

連邦補助金の資金源（どの省庁の、どの事業か）を特定し、資金が配分されないように措置しなければならない。こうした準備のため、発令後、即座に連邦事業による財政援助が打ち切られるようなことは起きないとみられている。

この大統領令では、初等中等教育機関における「過激な教化」に対する連邦資金の打ちきり方針とともに、愛国教育（patriotic education）の振興に向けて第1期トランプ政権時に設けられ、バイデン政権時に廃止された1776委員会（1776 Commission）を再設置することを定めている（第4条）<sup>〔注2〕</sup>。1776委員会は、建国者や独立宣言、憲法制定会議など、米国建国に関する児童・生徒の知識を称える「大統領1776年賞」の創設・実施や、米国独立250周年記念講演の全国放送（2026年に隔週で放送することを企画）、国立公園やランドマークなど米国建国や米国史にとって重要な場所での愛国教育に向けた取組など、主に学校外での愛国教育振興に向けて連邦政府における司令塔としての役割を担う。教育長官は大統領令発令後120日以内に委員会を設置することが義務付けられている。

もう1つの大統領令「家族のための教育の自由と機会の拡大（Expanding Educational Freedom and Opportunity for Families）」（Executive Order 14191）（資料2参照）は、教育長官に対して州が連邦の公的資金を初等中等教育機関の選択に向けた取組を支援するためにどのように活用できるかを示した指針を発令後60日以内に作成、公表することを求めている（第3条）。さらに、教育長官、労働長官、保健福祉長官、国防長官、内務長官に対して、それぞれが所管する財政支援事業を見直し、初等中等教育機関の選択に向けた取組を支援するために州が各事業の資金をどのように活用できるのかということを調べ、指針として90日以内に公表することを求めている（第4、5、6、7条）。これにより、大統領選の公約に掲げられた宗教系学校を含む私立学校やチャータースクールへの公的資金による就学補助に向けた基盤を作ることが目指されている。

連邦は合衆国憲法により教育に関する権限が認められていないことに加え、初等中等教育段階における公財政負担においても10%前後の負担率に過ぎないものの、2期目となるトランプ大統領は公約実現に向けて、学校現場の取組に大きく影響するものとみられる大統領令を発令した。今回の大統領令に対して、関係団体等から既に反発の声が上がっている。人権擁護団体の1つ Human Rights Watch の関係者は「児童・生徒には差別が法律や社会に根付く仕組みについて学ぶ権利があるが、若者にこうした知識を与えることを米国が拒むのであれば、人種差別の根絶は望めない」と批判した。また、憲法と公教育を専門とする大学の研究者は、私立学校を含めた学校選択制度に既存の支援事業の資金を流用することは簡単にできるものではなく、法的に十分な検討が必要であると指摘した。

## 【注】

1. 「ジェンダー・イデオロギー（gender ideology）」については、ジェンダー・イデオロギーに関する大統領令（Defending Women from Gender Ideology Extremism and Restoring Biological Truth to the Federal Government：Executive Order 14168）において、『『ジェンダー・イデオロギー』とは、生物学的な性のカテゴリーを、自己評価によるジェンダー・アイデンティティという常に移り変わる概念に置き換え、男性が女性として認識することができ、それによって女性になることができるという誤った主張を許し、社会のあらゆる機関がこの誤った主張を真実とみなすことを要求する。ジェンダー・イデオロギーには、性別とは切り離された広大なスペクトルのジェンダーが存在するという考え方が含まれる。ジェンダー・イデオロギーは、識別可能な、あるいは有用なカテゴリーとしての性を減少させるが、それにもかかわらず、人が間違った性の身体に生まれることは可能であると主張するという点で、内的に矛盾している。』（第2条（f））と定義されている。また、「差別的平等主義（discriminatory equity ideology）」については、今回の大統領令（第

14190号、第2条(b))において、「個人を個人としてではなく、好ましい集団又は好ましくない集団の構成員として扱い、主体性、長所、能力を最小限に抑え、不道德な一般化を優先するイデオロギーを意味する。」と定義されている。

- 第1期トランプ政権の2020年11月2日の大統領令(Executive Order 13958)によって設置された1776委員会は、学校における歴史教育を改めることを目的として設置された。発令の前年(2019年8月)に出版されたNew York Times紙の特別号で組まれたThe 1619 Projectという特集記事が、米国建国の年を米国(James Town)に初めて奴隷が連れてこられた1619年と捉え、米国史の再構築を目指す批判的人種理論に基づく取組として全米に大きな議論を呼び、学校の歴史教育においても取り上げられるようになった。こうした状況に対して当時のトランプ大統領は、The 1619 Projectに象徴される批判的人種理論から米国史を捉え直すことが、自国の歴史を恥じるように教えることと批判していた。ただし、Education Week紙が2021年に行った調査によると、初等中等教育機関の教師のうち批判的人種理論を授業で教えたと回答した者は8%であったという。この大統領令は、バイデン大統領が就任した2021年1月20日に発令された大統領令(Executive Order 13985)により廃止された。

### 【資料】

White House, *Expanding Educational Freedom and Opportunity for Families (Executive Order)*, Jan. 29, 2025 (<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/expanding-educational-freedom-and-opportunity-for-families/>) (2025年2月11日参照) / White House, *Ending Radical Indoctrination in K-12 Schooling (Executive Order)*, Jan. 29, 2025 (<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/2025/01/ending-radical-indoctrination-in-k-12-schooling/>) (2025年2月11日参照) / White House, *Fact Sheet: President Donald J. Trump Expands Educational Opportunities for American Families*, Jan. 30, 2025 (<https://www.whitehouse.gov/fact-sheets/2025/01/fact-sheet-president-donald-j-trump-expands-educational-opportunities-for-american-families/>) (2025年2月11日参照) / Education Week, “What’s in Trump’s New Executive Orders on Indoctrination and School Choice”, Jan. 30, 2025 (<https://www.edweek.org/policy-politics/whats-in-trumps-new-executive-orders-on-indoctrination-and-school-choice/2025/01/>) (2025年2月11日参照) / Education Week, “Trump Threatens School Funding Cuts in Effort to End ‘Radical Indoctrination’”, Jan. 29, 2025 (<https://www.edweek.org/policy-politics/trump-threatens-school-funding-cuts-in-effort-to-end-radical-indoctrination/2025/01/>) (2025年2月11日参照) / Daily Caller, “‘The 1776 Commission’: Trump To Sign Executive Order Combating Schools Teaching Students To Be ‘Ashamed’ Of America”, Sep. 17, 2020 (<https://dailycaller.com/2020/09/17/trump-constitution-day-education-history/>) (2025年2月11日参照)

## 5 高等教育

大学入学者決定におけるアファーマティブ・アクションに関する前年(2023年)の連邦最高裁違憲判決の影響からか、授業料免除要件を緩和する大学が目立った。一方で、州の中には州立高等教育機関に対してDEI(多様性、公正性及び包摂性)を尊重する取組を禁止する法律が施行された。連邦政府は大学の統合や突然の閉鎖によって学位取得の道が閉ざされないように連邦奨学金利用機関の説明責任を厳格化するよう規則を改正した。また、連邦奨学金の申請書が変更、簡素化されたにより、募集手続きが例年よりも遅いタイミングで開始された。このほか、州立の研究大学における、人工知能に関する教育・研究を担当する教員の大量公募や、経営学大学院入試の実施団体による調査結果の公表が行われた。

### 5.1 授業料免除要件を緩和する大学が増大——入学者決定におけるアファーマティブ・アクションを禁じた連邦最高裁判決の影響か

アイビーリーグ校の1つであるダートマス大学は2024年3月、授業料免除を受ける要件を緩和するため、基準となる出身家庭の年収の上限を引き上げることを明らかにした。昨年の最高裁判決によ

り入学者決定におけるアファーマティブ・アクション（積極的差別撤廃措置）が禁じられたため、各大学では入学者決定を、マイノリティ受験者を優遇しない、合法的、中立的な方法に切り替えようとしている。大学授業料の高騰が続く中、一部の有名大学で授業料免除の要件緩和が急速に進む背景には、学生の人種構成や社会経済的背景の多様性を増大させたい大学が入学者決定におけるアファーマティブ・アクションに代わる取組として授業料免除のような経済的支援を導入しようとする意図があるとみられている。

2023年6月29日、連邦最高裁判所は、ハーバード大学とノースカロライナ大学の入学者決定における黒人やヒスパニックなどの人種への配慮、いわゆるアファーマティブ・アクションは合衆国憲法修正第14条<sup>[注1]</sup>に反するとして、違憲判決を下した。これにより、各大学は学生の人種構成や社会経済的背景における多様性確保を目的として行ってきたマイノリティ学生を優遇する入学者決定から中立的な入学者決定への切り替えを進めることが必要となった。一方、大学は学生集団の多様性を学生の成長や大学の発展を促す重要な要素と捉えており、特に米国内一般の状況に比べて白人や富裕層の子弟が多いと批判される有名大学は合格基準を満たす優秀なマイノリティ学生の受入れに腐心している。有名大学による授業料免除要件の緩和は、6万ドル（約900万円）<sup>[注2]</sup>を超える授業料設定が相次ぐ中、連邦最高裁判所の違憲判決により入学者決定の変更を余儀なくされた大学が中・低所得層の入学希望者を増やし、マイノリティ学生の増大も図ろうという大学の意図とみられている。

これまでに公表された主な取組は、次のとおりである。

- 2024年3月、ダートマス大学（Dartmouth College）は、授業料及び学生寮費（部屋代、食費）の免除に関する資格要件を、出身家庭の年収6万5,000ドル（約975万円）から12万5,000ドル（約1,875万円）に緩和した。（参考：2023年度の学士課程の授業料は6万5,739ドル）<sup>[注3]</sup>
- 2024年2月、テネシー州にある有名私立大学の1つヴァンダービルト大学（Vanderbilt University）では、授業料免除の対象となる家庭の年収要件を15万ドル（約2,250万円）に緩和するとともに、家賃や食費などの支援を拡充した。（参考：2023年度の学士課程の授業料は6万3,946ドル。以下、同）
- 州の旗艦大学（州立）であるバージニア大学（University of Virginia）は2023年12月、州内出身の学生について授業料免除の対象となる家庭の年収要件を8万ドル（約840万円）から10万ドル（約1,500万円）に緩和した。同様に州の旗艦大学であるノースカロライナ大学（University of North Carolina）も、2023年10月、州内出身の学生について授業料免除の対象となる家庭の年収要件を8万ドル（約840万円）に緩和した。（参考：2023年度のバージニア大学メインキャンパスの州内出身学生の学士課程の授業料は2万986ドル。ノースカロライナ大学チャペルヒル校は8,989ドル）
- 2024年3月、アイビーリーグ校の1つプリンストン大学では、学生の多様性確保を検討する専門委員会が報告書を公表し、大学がとるべき方針の1つとして学士課程学生の社会経済的背景の多様性を増大するよう、低中所得家庭出身学生の確保に向けて積極的な取組を実施すること、このため学士課程在学者の7割以上が連邦奨学金や大学の授業料免除等の支援を受けられるようにすること（現在支援を受けている者の比率は22%）が提言された。

社会経済的背景に基づくアファーマティブ・アクションの導入を主張してきた非営利団体（Progressive Policy Institute）の関係者によると、大学が人種的多様性を直接的に求めることができ

なくなり、奨学事業によってこれを行おうとしているという。ヴァンダービルド大学の関係者（学士課程入学担当部長）は高等教育専門メディア（Inside Higher Education）の取材に対して、大学では人種のみならず、社会経済的背景や学生の出身地などの地理的要件からも多様性の増大に向けて努力してきたが、昨年の最高裁判決を契機として学費における値頃感（affordability）が多様性に関する取組の鍵となったと述べた。上述の団体の関係者は、こうした財政的支援は評価されるものの、これと併せて、大学進学者の少ない地域を対象とした丹念な募集活動やこれまで支援対象とならなかった中所得層への援助を手厚くすることが不可欠と指摘している。

### 【注】

1. 合衆国憲法修正第 14 条の第 1 項は次のように規定されている。「合衆国内で生まれ又は合衆国に帰化し、かつ、合衆国の管轄に服する者は、合衆国の市民であり、かつ、その居住する州の市民である。いかなる州も、合衆国市民の特権又は免除を制約する法律を制定し、又は実施してはならない。いかなる州も、法の適正な過程（due process）によらず、何人からもその生命、自由又は財産を奪ってはならない。いかなる州も、その管轄内にある者に対し法の平等な保護を否定してはならない。」（アメリカンセンター JAPAN 訳）
2. 1 ドル = 150 円で換算。
3. 各大学の授業料は連邦教育省全米教育統計センター（NCES）の College Navigator による。

### 【資料】

Inside Higher Education（2024 年 3 月 26 日、4 月 22 日）／UVA Today（2023 年 12 月 8 日）／The University of North Carolina, News and Updates（2023 年 10 月 3 日）

## 5.2 各国の経営学大学院入学希望者に支持されたのはフルタイムの 2 年制経営学修士（MBA）課程——経営学大学院入試実施団体（GMAC）による年次調査

経営学大学院（Business School）入試の実施団体は、2024 年 3 月、世界各国の経営学大学院への入学希望者を対象に実施した年次調査の結果を公表した。これによるとオンライン課程や管理職を対象とした MBA 課程、金融学やデータ分析に関する修士課程など、近年多様化が進む経営学大学院の修士課程において、入学希望者の多くは 2 年間のフルタイムによる MBA 取得課程を支持していることが明らかになった。調査を実施した団体は、前年度最も支持を集めた 1 年間のフルタイムによる MBA 取得課程と併せて、「フルタイム」という履修方法が人気の理由と推測している。

世界各国の経営学大学院で利用されている入学者決定試験（GMAT）の実施、並びに経営学大学院入学に関する多様な情報提供を実施している非営利団体 GMAC（Graduate Management Admission Council）は、2009 年以降、米国内のみならず、日本を含む諸外国の経営学大学院入学希望者を対象とする年次調査（Prospective Student Survey：PSS）を実施している。調査は、入学目的や入学先への期待、キャリア形成など入学希望者の意識・考え方等を経営学大学院に提供することを目的として、GMAC のホームページ閲覧者を対象にインターネット上で毎月実施されており、今回公表されたのは 2023 年度の調査結果をまとめたものである<sup>〔注 1〕</sup>。今回の調査では、従来の調査項目に持続可能な開発に関する質問が新たに加えられた。

財政やデータ分析に関する修士取得課程や企業等で一定の勤務経験がある現役の社会人が仕事を続けながら MBA を取得する課程など、近年、経営学大学院の提供課程の多様化が進んでいる。今回の公表された調査結果によると、経営学大学院が提供する多様な課程のうち入学希望者から最も支持されたのはフルタイムによる 2 年制 MBA 取得課程であった（2023 年度 22%、2022 年度 19%。以下同）。

前年度の調査で最も支持を集めたフルタイムによる1年制MBA取得課程（20%、21%）への支持も依然高く、その差は「誤差の範疇」にあるとしている<sup>〔注2〕</sup>。フルタイムの2年課程及び1年課程以外の選択肢については、支持の多い順に金融学修士課程及びデータ分析学修士課程（いずれも8%）、管理職向けMBA課程（5%）、国際経営学修士課程、基礎経営学修士課程（いずれも4%）、パートタイムのMBA取得課程、オンラインによるMBA取得課程、ハイブリッド形式によるMBA取得課程（いずれも3%）、マーケティング学修士課程（2%）であった。

調査を実施したGMACは、新型コロナウイルス感染症によるパンデミック期間中に経営学大学院が提供する課程の多様化が進行したにもかかわらず、この期間を含めた直近の5年間の上位2課程の支持率が安定的高いことから、「フルタイム」という履修方法への支持の表れではないかとしている。

その他の主な調査結果は、以下のとおりである。

- 今回新たに加えられた持続可能な開発に関する質問に対して、4分の3の回答者がこうした方針を重要と考えており、3分の1以上はこれを重視しない機関を入学先の候補としないと回答した。さらに、公平性（equity）やインクルージョンに向けた取組が不足している機関を入学先の候補としないと回答は半数以上に上った。
- カリキュラムにおける人工知能（AI）の活用を求める声は前年から大きく増大し、5人に2人が不可欠なものと答えている。
- 入学希望者が最も学びたい内容は事業戦略（business strategy）と事業分析（business analytics）。最も身に付けたいスキルは問題解決とデータ分析であった。
- オンラインと対面式の双方を組み合わせるハイブリッド型の学習に対する支持は、過去5年間、世界的に増大しつつある（中央アジア及び南アジアを除く）。ただし、ハイブリッド型の学習の支持者の多くはプログラムの半分以上を教室で学ぶことを望んでいる。
- 米国への留学生の2大の派遣国の1つである中国の入学希望者は、経済的理由と安全上の理由から米国への留学に対する関心を低下させている。もう1つの派遣国であるインドの入学希望者は、自宅に近いところで学びたいと考えている。<sup>〔注3〕</sup>

## 【注】

1. 2023年度のPSSは、132か国・地域から回答が寄せられた。回答者数は4,105人（男性57%、女性42%、ノンバイナリ1%）。年齢層でみると25～30歳（33%）が最も多く、次いで22歳以下（27%）であった。地域別では中央アジア・南アジア（26%）が最も多く、次いで米国（19%）、西ヨーロッパ（18%）の順であった。
2. 地域別にみると、東アジア、東南アジア及びカナダの入学希望者の間では5年連続で1年課程への支持が最も多かったが、米国の入学希望者の間では2年課程への支持が多かった。
3. 2022年度における中国から米国への留学生は28万9,526人（全体の27.4%）、インドからの留学生は26万8,923人（同25.4%）。3番目に多い韓国からの留学生は4万3,847人（同4.1%）（IIE, Open Doors サイト（<https://opendoorsdata.org/data/international-students/leading-places-of-origin/>、2024年4月22日参照））による。

## 【資料】

GMAC, *Prospective Student Survey 2024 Report*, March 2023 (<https://www.gmac.com/market-intelligence-and-research/research-library/admissions-and-application-trends/2024-gmac-prospective-students-survey-summary-report>)（2024年4月22日参照）

### 5.3 高等教育法施行規則の改正規程を施行——営利私立大学における唐突な大学閉鎖による影響を未然に防ぐため

2024年7月1日、連邦教育省所管の高等教育関連事業を包括的に定めた高等教育法の施行規則のうち、2023年10月に改正された連邦奨学金事業に関する一部規程が施行された。近年、私立大学の統合や閉鎖が増える中で、突然の閉鎖により在学生在が学位や資格を取得することなく高等教育から去ってしまうことや、学位取得者の増大につながらない連邦奨学金の浪費が問題となっている。今回発効した施行規則は、こうした状況を未然に防ぐとともに、連邦奨学金の利用者が適切な教育と関連サービスを確実に受けられるようにするために各大学の説明責任を厳格に問うものである。

施行された規程の主な対象となる営利私立大学(for-profit institution of higher education) (以下「営利大学」という。)は、企業や個人が設置する、内国歳入法(第501条(c)(3))に基づく非課税団体として州及び連邦に登録されていない大学である。労働市場に対応した職業教育・訓練を重視していることを最大の特色とし、研究施設・設備等を持たないことや、1つの大学が複数の学習拠点を持っていること、インターネットを利用した遠隔教育を積極的に導入していることも共通した特徴となっている。経済のグローバル化やインターネットの普及などを背景に高等教育の需要が増大した1990年代後半から2000年代末にかけて、機関数で3倍以上、学生数で8倍以上に規模を急増させた。一方で、貸与奨学金の利用を前提とする強引な学生募集や、学費支援や就職に関する相談サービスの欠如、十分なスキルを習得できずに卒業後に奨学金を返還できない卒業生の多さに危機感を覚えたオバマ政権(2009～2017年)が、個別大学の情報公開や説明責任を問う取組を推進したことなどから、2010年代後半からは縮小傾向となり、2022年時点で高等教育全体に占める比率は機関数で17.5%、在学者数で5.4%となっている。<sup>[注1]</sup>

このように営利大学は、高等教育における構成比は小さいものの、設置者別の大学閉鎖数からみると常に多くを占めており、特に2012年度から2018年度にかけては4分の3以上に上った(図参照)。通常、大学が閉鎖する場合、閉鎖計画を策定して事前にその旨を通知するとともに、在学生の履修継続のための他大学との交渉、授業料等の払い戻し、教職員の転職支援、連邦教育省や州政府、適格認定団体への報告などの手続が必要とされるが、2020年に公表された調査報告によると、州立や非営利の私立大学に比べると営利大学の閉鎖においては事前の通知や他大学への転籍等の機会が提供されないまま、「唐突」に実施される場合が少なくない。また、高等教育の機会を失った学生の半数以上は、「唐突」な閉鎖か否かにかかわらず、他大学への転学や再入学を行うことなく、大学での履修を終えてしまう。<sup>[注2]</sup>

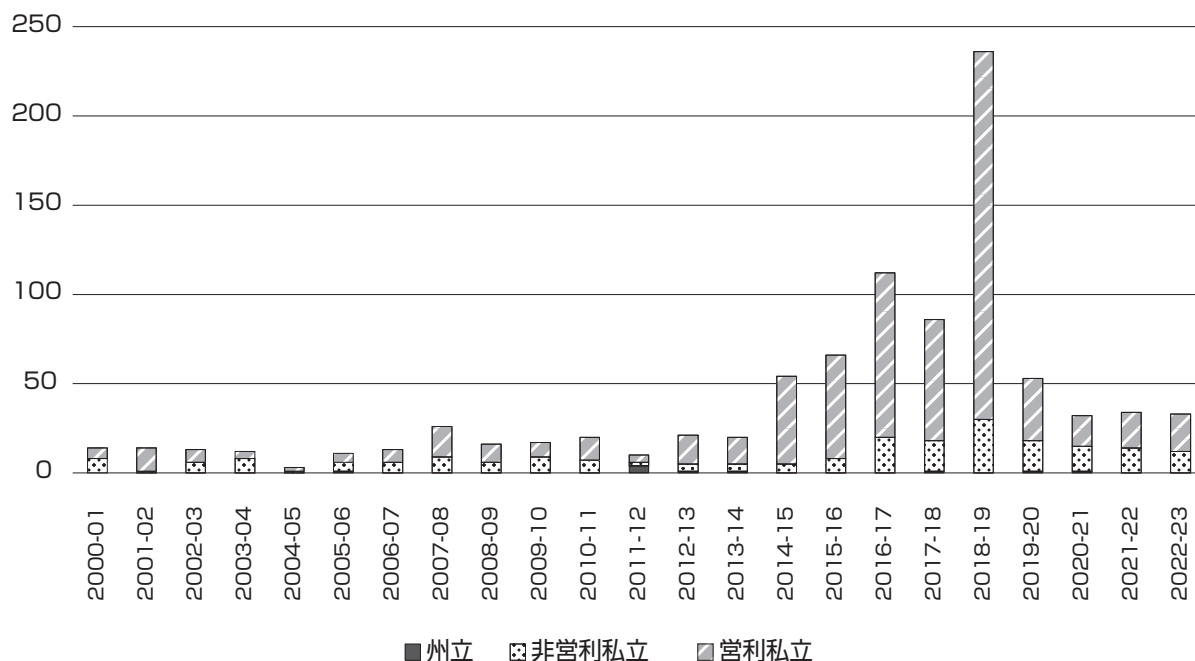
今回施行された規程は、大学の閉鎖によって当該機関に在学する学生や連邦奨学金を支える納税者が不利益を被らないようにするとともに、連邦奨学金利用者が在学する教育プログラムにおいて十分な教育上の利益を得るための措置を定めたものである。大学の財務責任、管理能力、認証手続、及びハイスクール未修了者の連邦奨学金利用における資格要件(Ability to Benefit)の4分野において、大学の説明責任を厳格に問う内容となっている。各分野の主な内容は、以下のとおりである。

○**財務責任**：大学が閉鎖した場合、本来当該大学から払い戻されるべき学生が支払った授業料分の連邦貸与奨学金は規定により返還免除となることから多額の税金が失われてしまうことになる。こうした事態を未然に防ぐため、財政状況が危険な領域に達した兆候を示す大学に対してより迅速に必要な措置を講じることができるよう、そのための契機となる出来事を明示した。主なものとして

次のような出来事を示している。

- ・債務の支払いや連邦あるいは州から訴訟を起こされているため、財務諸表に基づく財務責任の評価基準を満たしていない。
  - ・連邦貸与奨学金における債務不履行率が高い。営利私立教育機関について連邦奨学金からの収入の上限を全体の90%とし、残りの10%を連邦奨学金以外から得なければならないとする90/10収入要件を満たしていない。
  - ・大学が自身で財政危機を宣言する、あるいは破産管財人の管理下に置かれる。
- 管理能力**：高等教育法で連邦奨学金事業の参加機関である大学に証明が求められている奨学金の管理能力について、連邦教育省による審査要件を厳格化し、審査を受けて管理能力がないと判断された大学に対して、連邦政府が財政保護のための取組の導入を求めたり、連邦奨学金事業への参加の制限、停止、あるいは終了の措置を講じたりすることを可能とする。証明する主な要件には、次のようなものがある。
- ・奨学金等の学費支援についての適切なカウンセリングを提供していること。
  - ・大学の所有者あるいは実質的な統治権限を有する企業や個人が連邦政府の重大な負債につながる不正行為を行っていないこと。
  - ・職業資格・免許の取得に必要とされる実務研修（externship）について、学生が必要な課程を修了してから45日以内に研修機会の選択肢を提供すること。
  - ・適切な就職支援サービスを提供していること。
- 認証手続**：大学が連邦奨学金事業の参加資格を得るには教育長官から認証を受け、長官と大学の間で合意文書を締結する。施行された規程では、連邦教育省が問題の兆候を示した大学に対する監視を強化し、学生と納税者に及ぶ可能性のあるリスクを軽減するための条件を大学に課すことができるようになった。例えば、当該大学の財務責任や管理能力が危うくなったと判断した場合など、認証の更新時に仮認証として大学の改善状況を見守ることを可能にしたほか、長官との合意文書に大学の所有者や実質的な統治者など大学理事会や学長よりも上位の関係者の氏名も含めることが求められるようになった。また、連邦貸与奨学金の利用を制限して大学独自の経済援助や民間等のローンをするように誘導することや、貸与奨学金等で大学に負債がある学生に成績証明書の発行を留保することを禁じている。
- ハイスクール未修了者の連邦奨学金利用における資格要件**：高等教育法のタイトルIVに基づく連邦奨学金はハイスクール未修了者が見習い訓練や職業教育・訓練機関などで学ぶ場合にも利用することを認めている。その場合、在籍する教育・訓練プログラムは州が認めた適格なキャリア・パスウェイ・プログラム（以下「ECPP」という。）でなければならない。施行された規程においては、ハイスクール未修了者による連邦奨学金利用の資格要件を認めるための州プロセスが適切であることを保証するための要件を定めているほか、ECPPの定義を成文化し、ECPPであることを求める教育・訓練機関が法令遵守を証明するための基準を明確にした。

図：設置者別大学閉鎖数（2000～2022年度）



（出典）NCES, Digest of Education Statistics 2023, tab.317.50.

### 【注】

1. 高等教育機関の設置者別・機関種別（2年制、4年制）の構成は表のとおり（全ての比率は「総計」に対するもの）。なお、連邦政府の教育統計資料において営利大学の機関数は1976年から、在学者数は1970年から掲載されている。それぞれ（2年制及び4年制の合計）55大学、1万8,256人は、高等教育全体の1.8%、0.2%であった。

表：高等教育機関の設置者別・機関種別構成（2022年度）

|                       |     | 機関数   |        | 在学者数       |        |
|-----------------------|-----|-------|--------|------------|--------|
| 州立＋<br>非営利私立＋<br>営利私立 | 総計  | 3,896 | 100.0% | 18,659,851 | 100.0% |
|                       | 4年制 | 2,628 | 67.5%  | 13,977,255 | 74.9%  |
|                       | 2年制 | 1,268 | 32.5%  | 4,682,596  | 25.1%  |
| 州立                    | 小計  | 1,599 | 41.0%  | 13,543,524 | 72.6%  |
|                       | 4年制 | 782   | 20.1%  | 9,065,752  | 48.6%  |
|                       | 2年制 | 817   | 21.0%  | 4,477,772  | 24.0%  |
| 非営利私立                 | 小計  | 1,614 | 41.4%  | 4,113,104  | 22.0%  |
|                       | 4年制 | 1,536 | 39.4%  | 4,085,530  | 21.9%  |
|                       | 2年制 | 78    | 2.0%   | 27,574     | 0.1%   |
| 営利私立                  | 小計  | 683   | 17.5%  | 1,003,223  | 5.4%   |
|                       | 4年制 | 310   | 8.0%   | 825,973    | 4.4%   |
|                       | 2年制 | 373   | 9.6%   | 177,250    | 0.9%   |

（出典）NCES, Digest of Education Statistics 2023, tab. 303. 10, tab. 317. 10.

2. 高等教育関係団体（SHEEO 及び NSC）が 2020 年に公表した調査報告書によると、2004 年 7 月から 2020 年 6 月に生じた大学閉鎖の 68.5% は閉鎖計画の公表や学生その他大学における履修継続の合意等を伴う混乱のないものであったが、設置者別機関種別にみると、州立や非営利私立がいずれも 10% 未満（州立は 0%）であったのに対して、4 年制の営利大学の 26.0%、2 年制は 44.6% が唐突な閉鎖であった。また、大学閉鎖を経験した学生のうち、他大学に再入学した学生は 47.1% であったが、うち 37.5% は学位や資格を取得することなく、大学を離れた。

#### 【資料】

Inside Higher Education (2024 年 7 月 3 日) / Federal Register, Vol.88, No.9, pp.74568-74710, Oct. 31, 2023 / U.S. Department of Education, *Press Release*, “Biden-Harris Administration Releases Final Rules that Strengthen Accountability for Colleges and Consumer Protection for Students”, Oct. 24, 2023 / U.S. Department of Education, *Fact Sheet: Protecting Students Through Final Regulations That Strengthen Department of Education Oversight and Monitoring of Colleges and Universities*, n.d. (<https://www2.ed.gov/policy/highered/reg/hearulemaking/2021/non-ge-final-rules-fact-sheet.pdf>) (2024 年 7 月 16 日参照)

## 5.4 4 州で州立高等教育機関における DEI を重視した取組を制限する州法を施行

2024 年 7 月 1 日、ユタ、インディアナ、カンザス及びアイダホの 4 州で、黒人やヒスパニック系など、人種的マイノリティに属する学生や教職員など歴史的に高等教育への参加が少なかった人々を対象に手厚い支援を提供することを禁止する州法を施行した。近年、各高等教育機関において学生や教職員の多様性の確保・増大に向けた動きが活発化している中、各州議会の共和党議員から州立高等教育機関におけるこうした取組を制限する法案が頻繁に提出され、州によっては州法として成立するところも現れている。4 州も今年（2024 年）に入って同様の法律が成立していた。

従来、高等教育機関では多様な背景を持った学生や教職員が存在することが高等教育機関としての強さにつながると考えられ、入学者決定や教職員の雇用などにおいて、人種や性別、出身地などの多様性を確保することが重視されてきた。一般に DEI（diversity= 多様性、equity= 公平性、inclusion= 包摂性の頭文字から）と呼ばれる方針を重視したこれらの取組は、入学者決定や雇用の際の多様性を重視した取組に関する陳述書の提出や、学内における専門の組織の設置や人員の配置、諸規則の改正など、様々な場面で実施されるようになってきている。近年、BLM 運動や移民排斥の動きなど、政治信条や経済的背景に基づく国民の分断に対する懸念が増大するにともない、各地の大学でこうした取組を導入する動きが活発化している。

このような状況に対して、各州議会の共和党議員から州立高等教育機関における DEI を重視した取組を制限する、あるいは禁止することを目的とした法案が多数提出されており、共和党優位の州においては州法として成立するようになってきている。高等教育専門紙『Chronicle of Higher Education』によると、2024 年 6 月 28 日時点で 2023 年以降に提出された州立高等教育機関における DEI を重視した取組を禁じる法案数は 28 州議会では 85 法案に上り、うち 12 州議会<sup>[注 1]</sup>で 14 法案が州法として成立した。これらの州法に共通する主な内容として、DEI に関する研修の禁止（12 州）、多様性に関する陳述書の提出要請の禁止（12 州）、DEI に関する取組を所管する組織あるいは人員の配置の禁止（8 州）、個人の属性（人種、性別など）に基づく入学者決定や雇用・人事の禁止（8 州）などが定められている。

今回施行された 4 州の州法は、カンザス州を除き、いずれも 2024 年 1 月から 2 月初旬に法案が提出され、2 週間から 3 か月ほどの審議で成立に至っている。このうち最も広範な内容を持つユタ州の法律においては、入学者決定や雇用、昇進の際に多様性を重視する方針に合意する陳述書の提出のほ

か、研修機会の提供や、こうした取組を所管する部署の設置のいずれも禁じる、最も広範な内容が定められている。他の3州の法律の禁止事項は陳述書の提出を求めることである。(表参照)

州法の施行に当たり、ユタ州内の全ての州立高等教育機関を統治するユタ州高等教育システム理事會事務局は施行規則を制定し、禁止すべき DEI に関する取組の所管部署について、個人の属性に基づいてサービス対象から排除するような、差別的な取組を実施する組織として定義し、大学に馴染むことを促す多様な機会や資料を、マイノリティ学生を中心に提供してきた既存の部署 (cultural center) の閉鎖は必ずしも必要ないとしてきた。ところが州法が施行されると、多くの州立機関がこうした部署を閉鎖し、存続している組織においても予算や配置されている職員の他部署への移管などが行われている。同州の法案を提出した共和党議員は、取材に対して「法律の主旨は支援を必要とする全ての学生が確実に支援を受け、大学を卒業すること。自分の理解では、こうした目標を達成するためにいくつかの大学はセンターの閉鎖を選んだ。」と述べているが、他州を含めて法律の規定をどのように解釈し、取組を進めるべきかが関係者の課題となっているという。

表：アイダホ州、インディアナ州、カンザス州、ユタ州の法律の概要

| 州 名     | 法 案     | 法案の提出日 (上段)<br>と成立日 (下段)           | 主な内容                                                                                                                                                                                                             |
|---------|---------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| アイダホ州   | SB 1274 | 2024 年 2 月 2 日<br>2024 年 3 月 13 日  | 州立高等教育機関に対して、入学希望者や就職希望者、及び職員に対して多様性に関する陳述書の提出を求めることを禁じる。                                                                                                                                                        |
| インディアナ州 | SB 202  | 2024 年 1 月 9 日<br>2024 年 3 月 20 日  | 州立高等教育機関に対して、「知的多様性 (intellectual diversity)」を促進することを目的として、多様性に関する陳述書を使用することを禁じ、これに代えて中立的であることを述べた陳述書 (neutrality statement) を用いることを求める。                                                                         |
| カンザス州   | HB 2105 | 2023 年 1 月 19 日<br>2024 年 4 月 25 日 | 州立高等教育機関に対して、入学希望者や就職希望者、及び職員に多様性に関する陳述書の提出を求めることを禁じる。このほか、大学は DEI に関する研修資料や方針を全てインターネット上で公表しなければならない。                                                                                                           |
| ユタ州     | HB261   | 2024 年 1 月 16 日<br>2024 年 1 月 30 日 | 州立高等教育機関に対して、特定の特徴に基づく入学者決定や雇用、職務や配属先において人種や性別、肌の色、エスニシティ、性的指向、国籍、宗教、性自認に基づく異なる対応を促進することを求める陳述書の提出を禁じる。また、教職員や学生に対して、人種や性別、肌の色、エスニシティ、性的指向、国籍、宗教、性自認に基づく異なる対応を促進することを目的とする研修への参加要請を禁じるとともに、こうした取組を所管する部署の設置を禁じる。 |

(出典) The Chronicle of Higher Education, DEI Legislation Tracker (2024 年 6 月 28 日更新)。

## 【注】

1. アラバマ、フロリダ、カンザス、アイダホ、アイオワ、インディアナ、ノースカロライナ、ノースダコタ、テネシー、テキサス、ユタ、ワイオミングの各州。いずれの州議会も多数党は共和党（カンザスとノースカロライナ以外の州は州知事も共和党出身）。

## 【資料】

The Chronicle of Higher Education（ウェブ版）（2024年7月1日）／Inside of Higher Education（2024年7月1日）

## 5.5 連邦奨学金無償申請書（FAFSA）の変更——家庭内における大学在学者数を考慮した支給額決定は廃止に

連邦教育省は2024年3月、同年秋から始まる2024年度分の連邦奨学金の申請受付を開始した。例年よりも半年近く遅れて始まった背景には、2020年に制定された連邦奨学金の申請用紙の簡素化に関する法律が支給額等の算定方法に大幅な変更を加えたことがある。今回の変更によって、学生の出身家庭内における大学在学者数を用いて算出する家庭負担から支給額を決める従来の方式が改められることとなった。

連邦奨学金利用希望者の共通申込み用紙である連邦奨学金無償申請書（Free Application for Federal Student Aid：FAFSA）は、記入項目の多さが申請を躊躇させ、大学進学を妨げていると長く批判されてきた。このため、2020年12月に制定された2021会計年度包括歳出法（Consolidated Appropriation Act, 2021: P.L. 116-260）の一部（Title VII in Division FF）として、申請書の内容を簡素化する規程（FAFSA Simplification Act）が制定された。これにより、記入項目数はこれまでの108項目から36項目に削減されたほか、申請先となる大学数は10大学から20大学に増やされた。

記入項目の削減や申請先の大学数の増大とともに、今回の変更では奨学金の支給額の算出方法にも変更が施された。奨学金支給額算出に関する基本的考え方は、授業料や各種手数料・使用料などの大学に支払う費用と、住居費や食費等の生活費、書籍購入費などを合算した大学で学ぶための必要経費（学費）から、出身家庭及び当該学生の年収や保有資産に基づいて算出する「出身家庭負担額（Expected Family Contribution：EFC）」を引いて、決定する<sup>〔注1〕</sup>。変更の前後でこの基本的考え方に変わりはないものの、変更後の申請書では家庭内における大学在学者数の記入欄はなくなり、出身家庭と学生の年間所得<sup>〔注2〕</sup>や保有資産、家庭の規模（人数）等を基礎として算出される「奨学金指標額（Student Aid Index：SAI）」から支給額が決められることとなった。これにより、従来は、支給額を算定する際、EFCを家庭内の大学在学者の数で除した数値が家庭内在学者1人当たりのEFCとして用いられたが、変更後はこの手続は行われなくなった<sup>〔注3〕</sup>。

申請書の変更は、規定上、2023年7月から施行されることとなっていたが、大幅な制度変更であることを踏まえ、連邦教育省からは2024年度開始に向けた段階的移行となることが事前に公表されていた。それでも、新しい申請書（FAFSA）の公表は、例年の10月から3か月近く遅い2023年12月末にずれ込み、さらに2024年2月には指標の算出に用いるインフレ率のデータ更新の必要性が発覚、同年3月には指標の算定方法に誤りが見つかったことが連邦教育省から公表された。この結果、各大学では、当初、1月後半としていた申請受付の開始を3月末まで遅らせることとなった<sup>〔注4〕</sup>。

連邦奨学金の支給額算定において家庭内の大学在学者数が考慮されなくなったことから、前年よりも支給額が減額されるケースも出てくることになり、大学の奨学金担当者の間では、年度が変わるタ

イミングで、大学に戻ってこない学生が増えるのではないかと懸念されている（連邦奨学金は大学在学中も毎年申請が必要）。民間のシンクタンクの分析によると、互いに大学在学者で奨学金受給資格を有する兄弟 90 万人は、今回の法改正により双方の支給がそれぞれ年 3,000 ドルの減額となり、総額で 25 億ドルが支給されなくなるという。ただし、州や大学が運営する奨学金については、家庭内の大学在学者数を継続して奨学金支給額の算定に考慮するものもあるとみられている<sup>[注5]</sup>。

### 【注】

1. 学生が被扶養者である場合。独立した家庭を持ち、被扶養者に当たらない場合は学生に関するもののみ。
2. 調整後総所得（Adjusted Gross Income：AGI）。AGI は年間総所得から、個人退職積立口座（IRA）の掛け金や慰謝料・養育費の支払、自営業者に課せられる健康保険料や社会保障税などの調整項目を差し引いたもの。
3. 例えば、年間所得等から出身家庭に求められる負担分が 1 万ドルと算定される場合、家庭内の大学在学者が 1 人であれば 1 万ドル、2 人であれば 5,000 ドル、4 人であれば 2,500 ドルとなる。このように、家庭内の大学在学者が増えても 1 家庭当たりの負担分は増えず（1 万ドルのまま）、大学在学者 1 人当たりの EFC が減額されることから、結果として同じ EFC であれば家庭内の大学在学者数が多いほど、学生 1 人当たりの支給額が増大することになっていた。
4. 通常、FAFSA の申請受付は入学年前年の 10 月に申請書式が公表され、翌年 3 月に各大学の奨学金担当部局（Admission Office）が各学生（の出身家庭）の経済状況に応じて複数の給与奨学金と貸与奨学金を組み合わせて奨学金のパッケージを作成する作業を開始する。作成したパッケージについては夏季休暇前に各入学予定者に通知される。
5. 主要大学では一般に、ホームページにおいて志願者が大学に通うために必要な経費を予め理解できるようにするため、出身家庭の家族構成や収入状況などの情報を入力することで学生や出身家庭に必要な負担額を計算できるサイト（Net Price Calculator）を設けている。例えば、ハーバード大学（私立）のサイト（<https://college.harvard.edu/financial-aid/net-price-calculator>）では家庭内の大学在学者数を家庭による学費負担額の算出項目としている。すなわち、①学生の出身国（米国であれば出身州）、②家族の規模、③家庭内の大学在学者、④親の総収入、⑤利息収入、⑥事業収入、⑦不動産収入、⑧その他の収入、⑨預貯金・投資資金、⑩所有企業・農園、⑪保有不動産、⑫その他の資産、⑬学生の有する資産の各項目に入力すると、学費（授業料及び手数料・使用料等を含む学生納付金、居住費及び食費、書籍及び文房具購入費、個人的支出、帰省費用（交通費））から、学生（及び出身家庭）の負担額、軽作業等による学生の賃金収入を差し引いた額が大学独自奨学金として掲示される。マサチューセッツ州出身者で親の総収入を 10 万ドルとし、他の項目は全て 0 ドルとして計算すると、家族の人数にかかわらず、家庭内の大学在学者が 1 人増えると家庭の負担額が 750 ドル減額され、減額分が大学奨学金の増額分となっている。一方、カリフォルニア大学バークレー校（州立）のように家庭内の大学在学者数を家庭による学費負担額の算出項目としていないところもある（<https://admission.universityofcalifornia.edu/tuition-financial-aid/estimate-your-aid.html>）。同大学の場合、①被扶養者か否か、②在学するキャンパス、③住居（キャンパス内、キャンパス外、家族と同居）、④州内学生か否か、⑤親の配偶者の有無、⑥家族の規模、⑦親が共働きか否か、⑧調整後総所得（AGI）、⑨その他の収入、⑩親の納税額、⑪親の保有資産、⑫学生の調整後総所得（AGI）、⑬学生のその他の収入、⑭学生の納税額、⑮学生の保有資産の各項目を入力すると、奨学金指標（SAI）、学費、直接経費（授業料、手数料等、健康保険料）、間接経費（住居費及び食費、書籍及び文房具購入費、交通費等）、給与奨学金、実質負担額が提示される。親の総収入を 10 万ドル、ほかを 0 ドルとした場合、家族と同居する州内学生の給与奨学金は、親の配偶者の有無や共働きか否かにかかわらず、家族が 3 人から 4 人になると 3,798 ドル、4 人から 5 人になると 3,310 ドル増額される（2024 年 12 月 10 日参照）。

### 【資料】

U.S. News & world report, “What’s New on the 2025-2026 FAFSA”, Education, Nov. 25, 2024 (<https://www.usnews.com/education/articles/what-s-new-on-the-fafsa>) (2024 年 12 月 4 日参照) / U.S. News & world report, “FAFSA Delays Alarm Students, Parents, Colleges, Higher Ed Advocates” Education, March 25, 2024 (<https://www.usnews.com/education/best->

colleges/paying-for-college/articles/another-fafsa-delay-alarms-students-parents-colleges-higher-ed-advocates) (2024 年 12 月 4 日参照)／U.S. News & world report, “FAFSA Changes: What Is the Student Aid Index?” Education, Feb. 9, 2024 (<https://www.usnews.com/education/best-colleges/paying-for-college/articles/fafsa-changes-what-is-the-student-aid-index>) (2024 年 12 月 4 日参照)

## 5.6 メリーランド大学カレッジパーク校が AI に関する教育・研究を担当する教員 40 名を公募——大学間で激化する AI 教育・研究の競争

メリーランド大学カレッジパーク校（州立）は、2024 年 10 月 11 日、人工知能（AI）に関する教育・研究を担当する教員を合計 40 名公募することを明らかにした。これは、各学部・大学院に籍を置きつつ、同年 4 月に新設された人工知能の研究機関での教育・研究業務を行う教員を募集するもので、終身在職権のあるポスト、若しくは将来的に終身在職権を取得できる、助教授、准教授又は教授のポストである。1 分野において、これだけの規模の教員募集は、同大学の歴史においても最大級であるという。

2022 年後半の ChatGPT の利用開始を契機として激化した、グーグルやマイクロソフトなどの大手を含む IT 企業間の AI 開発競争は、高等教育にも大きな影響を及ぼし、多くの大学で AI に関する教育・研究を目的とした教員の増員や施設・設備の新設・更新が進められるようになった。例えば、ニューヨーク州立大学システム（SUNY）のオルバニー校（University at Albany）では 2022 年、AI 担当の教員 27 名の新規採用に向けた公募を開始した。南カリフォルニア大学（University of Southern California）（私立）は 2024 年 2 月、10 億ドル（約 1,500 億円）<sup>〔注1〕</sup>を投じたコンピュータ研究・教育推進事業の柱となる新たな学部・大学院の創設を発表した。このほか、ジョージア州にあるエモリー大学（Emory University）（私立）では 2022 年に 60～75 人、インディアナ州にあるパーデュー大学（Purdue University）（私立）では 2023 年に 40 人の AI 教育・研究担当教員を新たに雇用する予定であることを明らかにした。

メリーランド大学カレッジパーク校（University of Maryland, College Park）<sup>〔注2〕</sup>は、2024 年 4 月 9 日、各学部・大学院及びその他の学内組織が取り組んでいる AI 教育・研究のハブ機関となるメリーランド人工知能学際研究所（Artificial Intelligence Interdisciplinary Institute at Maryland: AIM）を新設し、慈善団体や協力企業などとともに 10 年で 1 億ドル以上（約 150 億円）を同機関に投資することを明らかにした。AIM では、コンピュータ科学のみならず、工学や社会科学、人文学等の様々な分野の専門家が協力して、AI に関する教育・研究モデルを開発することが重視されている。このため、今回募集される教員には、AIM 内において教育・研究活動とともに、カレッジパーク校内のあらゆる組織と連携しながら、「アクセスの可能性（accessibility）」「持続可能性（sustainability）」「社会正義（social justice）」「学習（learning）」という 4 テーマに関連した AI の学際的な教育・研究活動を支援し、推進することを期待されている。

採用された教員は、学内のいずれかの学科の終身在職権のある、あるいは将来的にその権利が取得できる教員として雇用され、同時に AIM の教員としてのポストも取得する。給与は、雇用されるポストに応じて、4 万 8,444 ドル（約 726 万円）から 24 万 82 ドル（約 3,600 万円）の範囲で支給される。募集要項に掲載された AIM 所属教員に期待される役割は、次のとおりである。

○研究と教育の双方を通じて、AI の真に学際的な将来の姿を追い求めるという AIM のミッション

に貢献すること。

- 学問の枠を超えた AI 研究を実施するとともに、メリーランド大学カレッジパーク校において可能な数多くの学際的な連携協力から得られる強みを利用すること。
- 担当する授業科目の半数を、AIM のミッションを遂行することとなる AI 関連科目とすること。これらは、教科特定の科目（「生徒指導における AI」「社会保障制度における AI」など）のほか、全学的な一般教育科目、学位（AI に関する B.A.、B.S. 及び Ph.D）取得プログラム、AI に関する実験的な学習機会を提供する科目などを含む。
- AIM の目標を推進するため、職位に応じて AIM における業務に従事すること。

AIM の責任者は、「急速に変化する人工知能の同分野について、あらゆる可能性から考えていくことを助けてくれるような背景や経験、視野をもたらせてくれる教員を探している」と今回の募集の目的を指摘した。また、同大学のプロボストは、「学科横断的に 40 人の新たな教員が加わることで、最先端の AI 教育・研究を求めるグローバル・リーダーとしての本学の関わり方と立場を一層明確にする」と今回の募集に対する期待を明らかにした。

#### 【注】

1. 1 ドル = 150 円換算。
2. メリーランド大学カレッジパーク校 (University of Maryland, College Park) は、1856 年に創設されたメリーランド州の旗艦大学 (flagship institution)。東京ドーム 108 個分、1,250 エーカー（約 5km<sup>2</sup>）のキャンパスに、農学・天然資源、建築・都市計画・保全、教養、行動科学・社会科学など 13 の学部・大学院を擁し、4.1 万人の学生が学んでいる（うち学部生約 3.0 万人。2022 年度）。首都ワシントン D.C. から 4 マイルという距離にあり、連邦政府をはじめ、各種の調査研究機関や全国団体、各国大使館など多種多様な組織・団体が周辺に近接する環境の下、実施する共同研究事業の研究費総額は 13 億ドル、提供する教育プログラムは 300 以上、留学プログラムは 400 以上に上る。理工系の教育・研究が盛んであり、特に人工知能 (AI) 関連分野については、直近 5 年間で得た研究費は 1.6 億ドル（1 ドル = 150 円換算で 2,400 億円）を超え、出版された論文数は 1,300 件以上に上る。コンピュータ科学に関する国際的な大学ランキング・サイト (CSRanking) で、人工知能の分野における同大学のランキングは全米 5 位、世界全体でも 17 位にランクされている。

#### 【資料】

University of Maryland College Park, “UMD Hiring 40 Faculty Members for AI Institute,” UMD Right Now (<http://umdrightnow.umd.edu/umd-hiring-40-faculty-members-for-ai-institute>) (2024 年 12 月 11 日 参照) / University of Maryland College Park Employment Site, Assistant/Associate Professor/Professor, 11, Oct. 2024 (<http://ejobs.umd.edu/postings/124144>) (2024 年 12 月 11 日 参照) / Inside Higher Education (2023 年 5 月 19 日)

## 6 教 師

多くの州で教師不足が懸念される中、適切な教師免許を有する教師が配置されていない教師のポストは全体の 8 分の 1 に上ることが民間のシンクタンクの調査で明らかにされた。また、教育専門紙『Education Week』が報告した各種団体・組織による教師関係調査の結果によると、教職課程在学者や修了者数は増大傾向にあるが、教師の供給が需要に追いついていないという状況がみられる。各州では教師の維持・確保に向けて、多様な取組を導入している。

## 6.1 各州で教師の維持・確保に向けた州法改正を実施——給与補填措置の導入、教師免許取得のための代替ルートの創設、専用奨学金の拡充など

ニュージャージー州では、2024年1月、補助教師の教師免許取得を迅速化するため伝統的な養成課程とは別の代替的な養成ルートの制度化を定める法案、退役軍人の教師免許取得を促進するための試行プログラムの創設する法案、及びキャリア技術教育の担当講師のための1年間限定の免許を導入する法案が、相次いで制定された。特定の地域や教科目において教師確保が難しい状況が従来から指摘されてきたが、今日では、これまであまり問題とならなかった地域や学校段階、教科目等でも教師不足に喘いでいるという。このため多くの州で教師の維持・確保に向けた様々な取組を導入するための法整備が進められている。

低所得家庭出身者が多い教育困難地域における離職者の多さ、理数系教科や特別支援教育など一部の分野の教師確保の難しさが初等中等教育における主要な政策課題の1つとして従来から指摘されてきたが、近年はこれまであまり問題とならなかった地域や分野でも教師の離職や不足が懸念されるようになってきている。連邦教育省の調査（2023年8月実施）によると、教師の空きポストが1つ以上あると報告した公立学校は全体の37%で、低所得地域に限ると52%（2022年は55%）と半数を超えている。教師募集の充足状況をみると、小学校、特別支援教育、キャリア技術教育、数学、生命科学などの確保が難しいことが示されている。また、連邦教育省による別の調査によると、公立学校教師のうちコロナ禍の2021年度に教職を辞めた者は7.9%<sup>[注1]</sup>で、これは10年前（2012年度）の前回調査（7.7%）から統計上の有意差はないものの、調査開始当初（1988年度5.6%、1991年5.1%）と比べると増加傾向にある。

各州では近年の教師不足に対応するため、空きポストに適格者を確保したり、離職者を抑制したりすることが可能なように州法の整備を進めており、2024年1月から3月の3か月間だけでも少なくとも4州、10法案が成立している（表参照）<sup>[注2]</sup>。こうした州の中には、ニュージャージー州のように複数の取組を実施できるように法改正を行っているところもあり、特に教師免許取得者を増やすための制度導入は多くの州で行われている<sup>[注3]</sup>。例えば、ニュージャージー州やサウスダコタ州では、なり手が少ない分野の教師免許取得を促進するため大学の養成課程で提供される伝統的な養成ルートとは別の代替ルート（学校現場で経験を積みつつ、夜間や週末、夏季休暇期間などに、大学で科目を履修することで免許取得）を新たに導入するための法律が制定されたほか、インディアナ州では教師志望者を対象とする給付奨学金を拡充させるための法改正が実施された。また、ユタ州やサウスダコタ州では優秀な教師免許取得者を引きつけるために給与補填やボーナス支給などの待遇改善を行うための法律が定められた。また、離職を食い止めるためにユタ州ではメンター制度の改善や学区に対する出産休暇制度導入の義務化を定めた法律が制定された。

表：教師確保に向けた州法の制定状況（2024年1～3月分）

| 州 名      | 法案番号    | 成立日        | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------|---------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ユタ       | HB 431  | 2024/03/19 | <ul style="list-style-type: none"> <li>主任教師（master teacher）が、成長を望む教師に対してメンターとして業務に伴走し、指導・助言を行う代わりに、従来求められてきた事務的・行政的役割を免除するメンタリングに関する新たな試行プログラムを創設（学区を対象とする競争的資金）。</li> <li>学区に対し、有給の産後回復休暇を提供することを義務付け。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                    |
|          | SB 173  | 2024/03/18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>学区において確保が困難な分野や学校段階の教師を確保することを目的とする従来の給与補填プログラムについて、中等教育数学や第7、8学年の理科分野、コンピュータ科学（全教育段階）など、予め分野や教育段階を規定することを止め、学区が実情に合わせて決定（2～5分野）できる新しいプログラムとして改正。</li> <li>優秀な教師を確保するため、担当児童・生徒の成績の伸びや人事評価、保護者調査等の結果から総合的に判断して優秀な教師を選定し、給与を補填する試行プログラムを新設。補填額は上位5%の教師に対してボーナスとして年間1万ドル、6～10%は同様に5,000ドル、11～25%は2,000ドルとする。</li> </ul>                                                                          |
|          | SB 64   | 2024/03/18 | <ul style="list-style-type: none"> <li>低所得家庭出身者が多い学校に配置された教師に年間7,000ドルのボーナスを支給する優遇措置（措置の導入は学区から州への申請による）について、制度の概要や適用される学区及び対象となる学校、対象となる教師の規模等が明確になってから30日以内に、これらの情報を周知することを州教育委員会に義務付け。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                  |
| インディアナ   | HB 1042 | 2024/03/11 | <ul style="list-style-type: none"> <li>補助教師やボランティアとして州内の公立学校で働く学士取得者が正規の教師免許を取得する際に1回のみ支払われる給付奨学金（Transition to teaching scholarship）（上限1万ドル）について、申請要件の1つであるハイスクールのGPAを「（最高4.0の場合）3.5以上」から「（同）3.0以上」に変更。</li> <li>教師希望者が養成課程を含めて最長4年間受給できる給付奨学金（Next Generation Hoosier Educator Scholarship）について、各会計年度において授与後残った同奨学金の基金の残高を上述の給付奨学金に充当することが可能とすること、及び出身家庭の年間所得が10万ドル以下の家庭の出身者への奨学金支給後の残余分は10万ドルを超える家庭の出身者への支給も可能であることを規定。</li> </ul> |
| ニュージャージー | A 5416  | 2024/01/16 | <ul style="list-style-type: none"> <li>州教育委員会に対し、学区で補助教師（paraprofessional）として雇用されている者の教師免許取得を迅速化するため、伝統的な教師養成課程とは別の代替ルートを認可するよう要請。州教育長は州教育委員会にこの制度案を開発し、提案しなければならない。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                       |
|          | S 2764  | 2024/01/08 | <ul style="list-style-type: none"> <li>退役軍人の教師資格取得を促進するため、州教育局に「VETeachパイロット・プログラム」を設立。州教育局から選ばれた州立4年制大学が36か月の教師養成課程を提供し、課程修了者に学士授与するとともに教師免許取得要件を取得させる（教師免許取得には州が課す試験への合格等が必要）。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                           |
|          | HB 1187 | 2024/03/25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>1年間有効のキャリア・技術教育を担当する講師（instructor）の免許を創設する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| サウスダコタ   | HB 1201 | 2024/03/25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>補助教師（paraprofessional）が教師免許を取得する制度の1つで、実習生として教壇に立ちながら、州内の州立大学で提供される養成課程の科目を履修する「教師見習いパスウェイ・プログラム（Teacher Apprenticeship Pathway Program）」を予算化する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                    |
|          | SB 1    | 2024/03/25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の学区の教師やヘッドスタート・プログラムの担当教師が研修や免許更新を目的として州内の州立大学で科目履修する際に利用可能な授業料等学生納付金の減免制度の対象者にスクールカウンセラーを含めるようにする。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|          | SB 127  | 2024/03/25 | <ul style="list-style-type: none"> <li>2026年度から州内全ての学区が州の定める最低額以上の教師給与を支払うこととする。このため2025会計年度に適用する最低額（年額4万5,000ドル）を基準として、以後毎年、議会が採用した比率に基づき、当該年度の最低額を決定する。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                  |

## 【注】

1. 離職理由は「退職（退職手当の支給）」が17%と最も多かったが、「初等中等教師以外の職を希望した」が14%、「より高い給与を得られる職を希望した」が9%あった。このほか、「健康や介護、妊娠などの生活上の理由」が13%であった。
2. 各州の教育政策の調査研究を目的とする非営利団体 ECS（Education Commission for Education）が団体のホームページに設けた各州における教育関連法案の提案・審議・制定状況に関するページ（State Education Policy Tracking）（<https://www.ecs.org/state-education-policy-tracking/>）（2024年3月27日参照）によると、2024年1月～3月の期間において提出が最も多かった法案のテーマは teaching（教職）における Recruitment and Retention（募集と維持）で、5州において13法案が提案された。このうち、離職者の抑制や教師免許の代替ルート創設、給与補填など、教師不足への対処とみられる内容を持つ法案は4州、10法案であった。
3. 連邦教育省による調査（2023年8月実施）によると、教師の空きポストが埋まらない要因として多くの公立学校が指摘したのは、「募集に対する応募者が非常に少ない」（70%）、「募集しているポストに必要な教師免許取得者が不足している」（66%）であった。

## 【資料】

NCES, *Teacher Attrition and Mobility Results : From the 2021–22 Teacher Follow-up Survey to the National Teacher and Principal Survey (First Look)*, DECEMBER 2023 / NCES, School Pulse Panel: Responses to the pandemic and efforts toward recovery (Staff Hiring, Staff Vacancy), (<https://nces.ed.gov/surveys/spp/results.asp#Staff%20Vacanciesadditional>) (2024年3月27日参照)

## 6.2 教師の養成・採用に関する調査結果に教師不足解消の兆候も ——『Education Week』紙のまとめ

近年、各地で教師不足が問題となる中、関連団体等が公表した調査報告において教師予備軍となる教職課程在学者や同課程の修了者数が上昇していることが明らかになった。また、一部の大規模学区を対象とした調査では、コロナ禍で増大した教師の離職がコロナ禍終了後に若干減少したことが明らかになった。一方で、連邦労働省の求人・離職状況調査のデータを利用した分析によると、教師の供給が需要に追いついておらず、こうした状況においても給与水準の上昇が非常に緩やかであることが指摘された。2024年4月17日付けの教育専門紙『Education Week』紙が報告した。

各調査の概要は、以下のとおりである。

- 教師養成課程を有する大学の全国団体（American Association of Colleges for Teacher Education：AACTE）が2024年2月に公表した、高等教育法（Title II）に基づく補助金受給機関について連邦教育省の公表データの分析に基づく調査報告書によると、教師養成課程（学部及び大学院）の在学者は2010年度を100としたとき、2018年度には62まで4割近く減少したが、2019年度、2020年度（いずれも67）と、増大傾向に転じた（図1参照）。同様の傾向は課程修了者（学士及び修士の取得者）にもみられ、2010年度（100）から2018年度（69）にかけて減少が続いたものの、2019年度（70）、2020年度（74）と増大傾向に転じた（図2参照）。
- 調査分析に当たった AACTE の責任者は、「教師志望者が減少傾向を続けていると考えられていたところに、コロナ禍が追い打ちをかけたとみられていたが、若干ではあるが増加傾向がみられたことは勇気付けられる」としつつも、教師養成課程の在学者や修了者の増大傾向を長期傾向として捉えることや、全ての修了者が実際に教職に就く訳ではない点に留意しなければならないとしている。

- 学区の教育長をはじめとする教育行政の責任者に学校改善に向けた多様な情報提供を行っている非営利団体（Education Resource Strategies）が、2024年3月に発表した、9つの大規模学区（在学者1万3,000人以上）の公立学校教師について行った調査結果によると、学区内の他校への異動を含めて、従来の勤務校の教壇から去った教師の比率がコロナ禍前の2019年（18.2%）からコロナ禍の2021年（26.2%）まで増大傾向にあったが、2022年には23%に減少したことが明らかになった（図3参照）。また、この調査では、貧困家庭出身者の比率が高い学校ほど、教師の異動が多く、教師の移動先は元の勤務校よりも貧困家庭出身者の比率が低い学校である場合が多いことが明らかにされた。
- 調査関係者は、各学校の校長や学区の責任者が所管する学校や学区における教師の異動や離職の実態をつぶさに見て、原因を解明し、対策を打つことが重要であると指摘している。
- 民間企業の調査研究機関（ADP Research Institute）が2024年3月に発表した、求人や離職に関する連邦労働省の調査データに基づく教師の需要供給状況に関する分析によると、公立及び私立の初等中等学校の教師の求人は2021年から急増し、月ごとの変動はあるものの2023年の求人はコロナ禍前の2018年1月を1とした場合に1.5～2.0となった。これに対して実際の雇用は増えていない。需要に対して供給不足となれば、通常、給与水準の上昇が生じるが、分析によるとそれはみられず、教師の平均給与6万8,000ドル（約1,020万円）<sup>〔注1〕</sup>は、全職種の給与の平均額よりも8%低いという。

図1：教師養成課程（学部・大学院）の在学者数

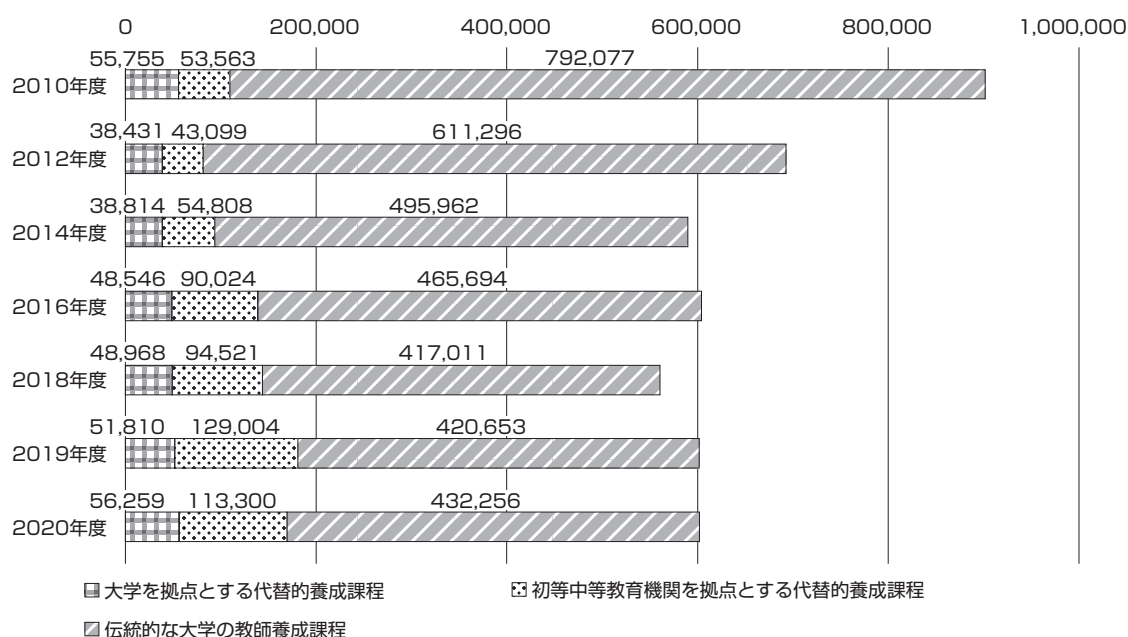


図2：教師養成課程（学部・大学院）の修了者数

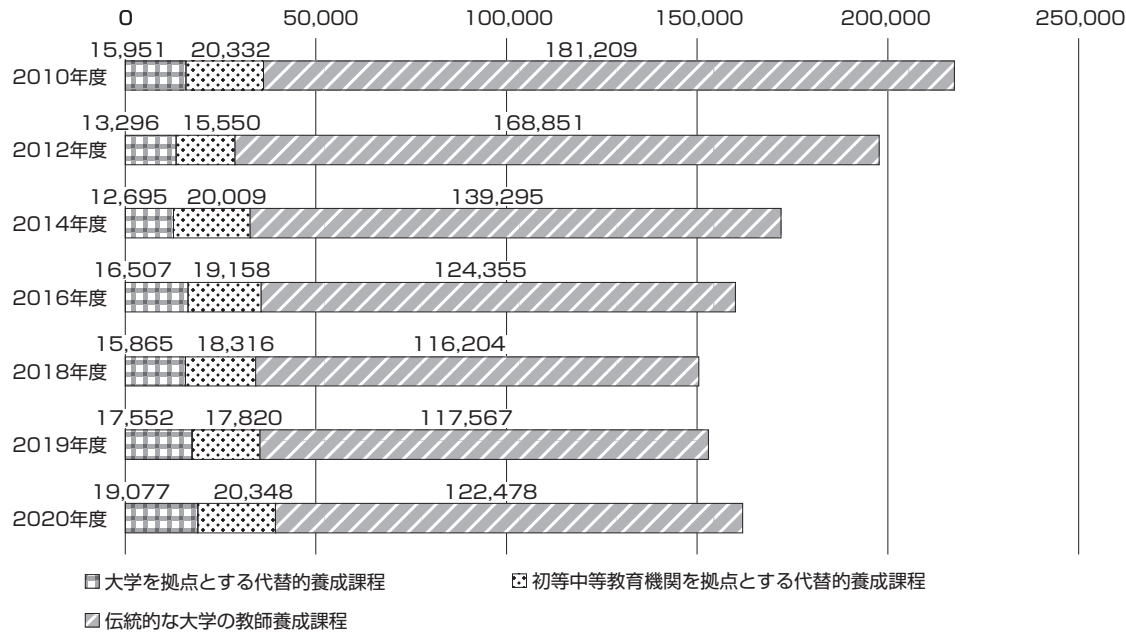
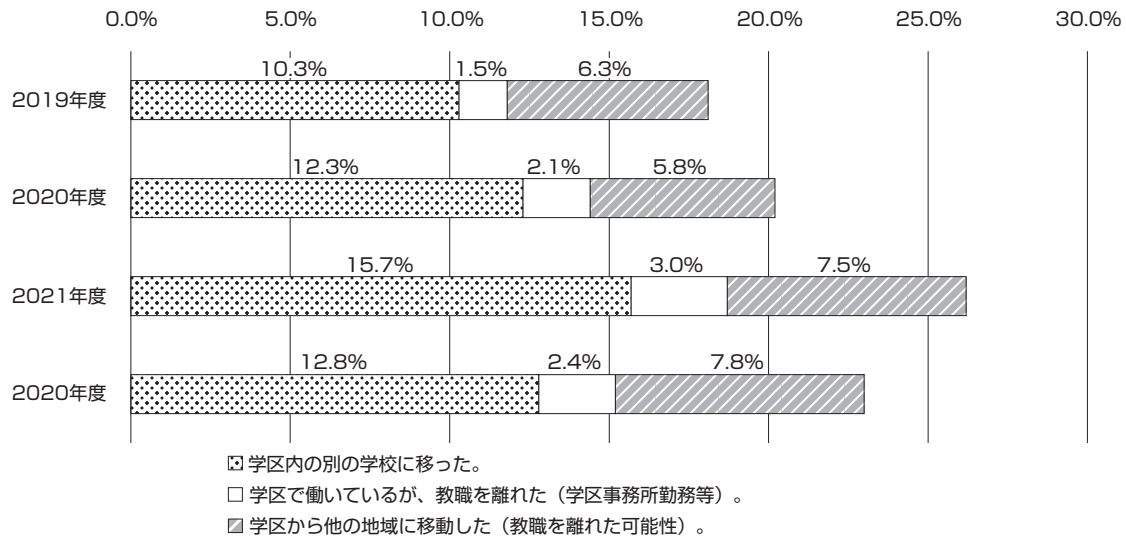


図3：勤務校からの異動者・離職者



【注】

1. 1ドル = 150円で換算。

【資料】

Education Week, "Some Positive Signs for the Teacher Pipeline, But It's Not All Good. What 3 studies Say." (2024年4月13日)

### 6.3 民間シンクタンクが教師不足に関する統計データを公表——適切な教師免許を有する教師が配置されていない教師のポストは教師数全体の約 8 分の 1

多くの州で教師不足が懸念される中、初等中等教育に関する政策に関する調査研究を行っている民間のシンクタンク（Learning Policy Institute）が、2024 年 7 月、公立学校教師のポストの充足状況に関する推計値を公表した。これによると、適切な教師免許を有する教師が配置されていない教師のポストは、空席である場合を含めて、全米で約 41 万人分に上り、少なくとも現在の教師数全体の 8 分の 1 に相当するという。この推計値は、連邦教育省傘下の全米教育統計センター（NCES）のデータ（Common Core Data）と、各州政府が公表している最新の教師データ（2022 年度若しくは 2023 年度）を用いて算出されたものである。

公立学校の教師の採用は、学区教育委員会が空きポストの状況により随時募集、採用するが、近年は、多くの学区が公立学校教師の募集をかけても採用枠を埋めるのに苦労しているといわれている。民間の調査機関が 2024 年 3 月に公表した教師の需給状況に関する分析によると、私立を含む初等中等学校教師全体の求人は 2021 年頃から増大し、2023 年の求人はコロナ禍前の 1.5 倍以上になっている。ただし、担当する学校段階や教科に適切に一致した免許を有する公立学校の教師の雇用が困難な場合に備えて、多くの州では適切な免許を取得していない者が一時的に公立学校の教壇に立つことを認める規定を設けており、この制度利用して採用枠が埋められている場合もある。

現在、教師不足の実態を示す全国的なデータや州単位のデータは確立されていないが、公表されたデータは、適切な教師免許を取得していない者を一時的に教壇に立たせる措置の運用状況を把握するために各州が集計するデータを用いて、こうした制度に基づいて採用された教師の数も教師不足の実態を示す指標とみなしている。ただし、教師免許が規定する内容（指導できる教育段階、担当する教科など）や免許の水準（予備免許、普通免許、上級免許、臨時免許など）は州によって異なる。このため、公表された推計値には「適切な免許を持たずに教壇に立っている教師」を、①州が認めた教師免許を取得せずに教壇に立っている者、②臨時免許により教壇に立っている者、③州の免許取得要件は満たしているが、教師免許を取得せずに、教壇に立っている者（インターン等）、④州の教師免許を持っているが、当該免許で認められたものと異なる教育段階や教科を教えている者、のいずれかに当てはまる場合が含まれるという。

49 州とワシントン D.C. が公表している「適切な免許を持たずに教壇に立っている教師」は 36 万 5,044 人である。空席となっているポストを公表しているのは 30 州とワシントン D.C. で、その合計は 4 万 1,920 人であり、両者の合計は 40 万 6,964 人となる。全米（50 州とワシントン D.C.）の公立学校の教師数（フルタイム換算。2022 年度）は、322 万 4,967 人であり、空席を含めて適切な教師免許を持った教師が配置されていない教師のポストは、少なくとも教師ポスト全体<sup>[注1]</sup>のおよそ 8 分の 1 を占める。（表参照）

表：適切な教師免許を有する教師が配置されていない教師のポスト数

| 指標                                    | 教師数<br>(ポスト数) | 数値を公表<br>している州数 |
|---------------------------------------|---------------|-----------------|
| 適切な教師免許を有する教師が配置されていない<br>教師のポスト（①+②） | 406,964 人     |                 |
| ① 適切な免許を持たずに教壇に立っている教師                | 365,044 人     | 49 州とワシントン D.C. |
| ② 空席ポスト数                              | 41,920 人      | 30 州とワシントン D.C. |
| 公立学校教師数（全米合計）                         | 3,224,967 人   | 50 州とワシントン D.C. |

（出典） Learning Policy Institute, *State Teacher Shortages 2024 Update: Teaching Positions Left Vacant or Filled by Teachers without Full Certification*, p.1, 2024.

【注】

1. 全米教育統計センター（NCES）による公立学校教師の定義には一時的あるいは臨時の採用か否かなど、採用上の立場は含まれておらず、全国公立学校の教師数には「適切な免許を持たずに教壇に立っている者」が含まれるとみられる。

【資料】

Learning Policy Institute, *State Teacher Shortages 2024 Update Teaching Positions Left Vacant or Filled by Teachers Without Full Certification* ([https://learningpolicyinstitute.org/media/4412/download?inline&file=tate\\_Vacancy\\_2024\\_RESOURCE.pdf](https://learningpolicyinstitute.org/media/4412/download?inline&file=tate_Vacancy_2024_RESOURCE.pdf))（2024 年 9 月 5 日参照）